

文藝博士 伯爵

林博士 太郎 序

國民學校と

お母さんの心構へ

折居千一 著

272

160



0050763000



0050763-000

272-160

國民學校とお母さんの心構へ


折居千一・著

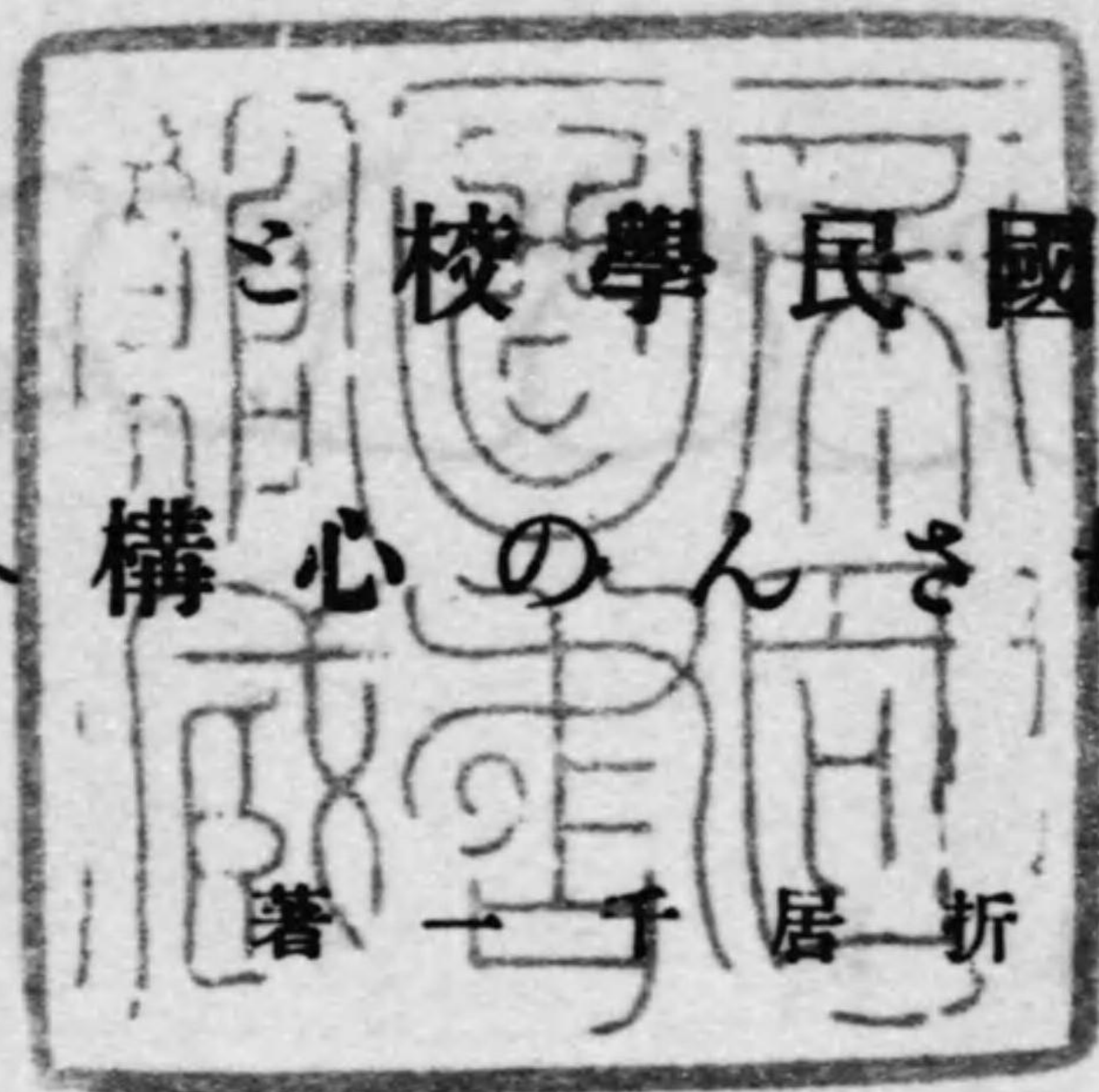
昭林堂書店

昭15

AHM

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです





お母さんへの心構



東京 昭林堂 書店 發兌



桃 栗 三 年

(童 謡)

桃栗三年 柿八年

ゆすは 九年でなりかかる

僕は來年 一年生

おせどの山に 何植えよう。

雨の降る日も 風の日も

三年通へば 三年生

三年たつた 四月には

桃のお花も さくでせう。

八年たてば 柿もなる

柿のなる年 卒業生

ごんな姿に なるものか

やさしい母さんに 見せたいな。



序 文

此の度折居千一氏が「國民學校とお母さんの心構へ」を公にせられるに際し余に序文を乞はれました。國民學校の立案に直接關係した者として、一入關心を持つて閱讀したのであります。著者はよく國民學校案の精神を體し、教育の目的内容及び其の方法を忠實に述べてゐる事を欣ばしく感じたのであります。

兒童の學校生活と家庭生活とは、各々其の差異特質があります。國民學校の立案の精神は、この差異特質を統合

二
聯絡して一體化し、皇國の道に歸一せしめる所に重點を置いてゐるのであります。かやうな意味で國民學校の教育の實績を見るには、學校と家庭とが互に理解し協力して、醇化された雰圍氣の中に抱き上げなければならぬのであります。教育の責任の半はお母様方の肩にかゝつてゐると言つても過言ではありますまい。

著者はこの點に深く注意を拂つて、學校と家庭の教育の分野と使命を明かにし、實踐方法を詳述してゐます。

國民學校の實施が明年に迫つてゐるので、此の種の刊行物を見るのでありますが、多くは國民學校の學校教育に關

するものであります。本書は教育者の良參考書であります。が特に家庭教育の擔當者であるお母様方の書として著はされてゐる事は、他に類例を見ない處であります。

興亞日本の教育は益々其の重要性を加へてゐる秋であります。愛兒の爲めに人的資源の啓培の爲めに、世のお母様方に一讀をお奨めする次第であります。

昭和十五年八月

教育審議會
整理委員長

文學博士
伯爵

林 博 太 郎

序

輝かしき皇紀二千六百年

教育勅語御下賜五十年

皇太子殿下御降學

聖戰第四年

誠に意義深い昭和十五年であります。

東亞の新秩序建設のため軍民一致協力して目的完遂に邁進する日本の雄々しい姿、そして教育上に於ては、今年はことに重大な使命と覺悟とがなければならぬ年であります。即ち明年から實施される國民學校校制の準備の年に當るのであります。

國民學校の制度は昭和十二年十二月十日優渥なる上諭により教育審議會官制が公布せられ、朝野の多數の有識者を委員として、慎重審議の結果立案せられたる、國民學校案が昭和十三年十二月八日に、師範學校、幼稚園に関する案と共に、原總裁より近衛内閣總理大

臣に答申せられる事になつたのであります。國民學校案はすべて十八項と教科表及其の備考とから成り、從來の小學校を改めて、皇國民鍊成の道場としての國民學校たらしめることが擧げられ、概括して

一 義務教育年限の延長

二 教員の資質の向上

三 教育内容の改正

とであります。然して昭和十五年一月十七日に文部省は週報により、國民學校制と題し教育審議會の答申に基き、特に國民學校に關する要綱を掲げ、昭和十五年度に於て諸般の準備を整へ、昭和十六年度から現在の小學校を改めて國民學校とする旨發表されました。ついで昭和十五年二月廿六日國民學校教則案が發表せられ、又全年八月一日より十五日まで放送により國民學校教則案の説明がありました。

以上述べた通りで未だ施行規則及細則等の法令も實際子供達の使用する教科書も發行されてゐないのであります。是等については文部省が本年度中に全部準備する筈であります。

しかし國民學校制に改める根本的な教則は既に發表になつてゐる關係上、文部省に於ては教育關係者に對して、新制度の實施前に其の精神並に方法等について徹底せしめる必要があるので、本年度四十數萬圓の豫算を計上して、教育者に再教育をほどこすことになつてゐます。教育者はこの再教育によつて國民學校制と改められた建前や實施方法等について研究をなし調査もすることでありませう。しかし教育の効果は豈に當局や教育關係者のみの努力によつて徹底を期し又成績をあげ得ないものであります。殊に國民學校制度によれば、教育の立場を兒童の日常生活に置き、實踐及作業を中心として指導することに重點を置いてゐるのであります。かゝる見界からすれば家庭教育の如何に重大であるか、明かでありませう、そして從來の小學校に於てなされた教育に改良刷新を加へ、根本精神を皇民鍊成の方途に力を込めるのであります。この意味に於て教師に再教育が必要であると同時に子を持つ親達にも再教育が必要であります。両親は教育専門家ではありませんが、廣い意味に於てやはり立派な教育者であります、そして家庭に於ける教育擔當者は、お母さんであることも當然のことであります。

この意味で本書を「國民學校とお母さんの心構へ」といたした次第であります。讀者であられるお母さん達に本當に今度改正せられた國民學校の制度の根本的な事柄と、其の實踐とが用意されてゐたならば、制度の運用宜しきを得そして兒童達が、立派な皇國臣民として、負荷の大任を完うする事が出来ると思ふのであります。本書を公にするにあたり聊かなりとも、これ等の役割を果す一助ともなれば甚だ光榮に存する處であります。

ことに教育審議會整理委員長・文學博士伯爵林博太郎先生の御指導を戴き、序文をも賜はりました事に對し深く感謝する次第であります。

昭和十五年八月

洗足池畔 著者 識

國民學校とお母さんの心構へ

目 録

總 說	一
第一節 制度・内容の研究	一
第二節 實踐の工夫	二
第三節 新教育への鹿島立ち	三
第一章 我が國の學校教育の由來と普通教育	五
第一節 學校教育の由來	五
第二節 明治以後の小學校教育	二
第三節 普通教育とは	四
第二章 國民學校の教育精神	一八

第一節 名稱「國民學校」について……………一八

第二節 皇國の道……………二〇

第三節 基礎的錬成……………二〇

第四節 義務年限延長……………二二

第三章 新教育の重點……………二六

第一節 國民教育の信念化……………二六

第二節 興亞日本の教育……………二八

第三節 大國民的教養……………二九

第四節 統一的發展……………三〇

第五節 具体化實際化……………三〇

第六節 自發學習の樹立……………三二

第七節 國防教育……………三三

第八節 家庭教育の重視……………三三

第九節 行事の修練……………三九

第十節 職業指導……………四〇

第十一節 衛生施設……………四七

第四章 教科實踐……………二六

第一節 國民科……………二六

修身……………二七

國語……………二〇

讀み方……………二〇

綴り方……………二三

書き方……………二三

話し方……………二三

國史……………二四

地理……………二七

裁	家	工	圖	習	音	藝	武	體	體	理	算	理
縫	事	作	畫	字	樂	能	道	操	鍊	科	數	數
.....
一七二	一六九	一六八	一六五	一六三	一六一	一五九	一五八	一五二	一五〇	一四九	一四八	一四四

第五節	實業科	一五三
農	業	一五二
工	業	一五七
商	業	一五九
水	產	一八一
第六節	教科課程	一八五
第七節	綜合教授	一九二
第五章	校風・級風・關係諸團體	一九四
第一節	校風・級風	一九四
第二節	關係諸團體	一九九
結	び	二〇七

國民學校教育ノ本旨ト方針（草案）

文部省

第一 國民學校教育ノ本旨

皇國ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スコト

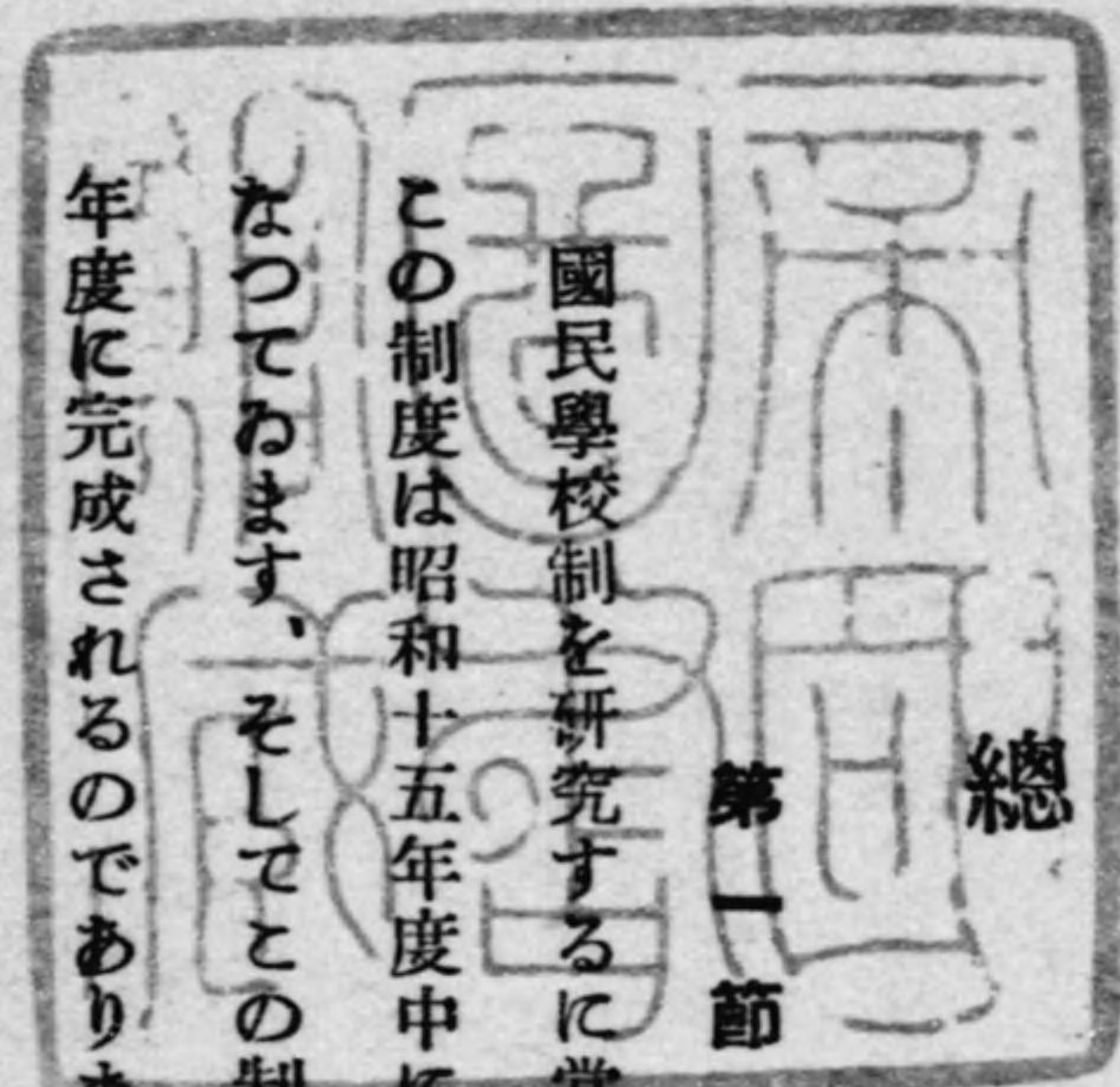
第二 國民學校ノ教育方針

- 一 教育ノ全般ニ亘リテ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ國體ニ對スル信念ヲ深カラシムルコト
- 二 國民生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ体得セシメ情操ヲ醇化シ健全ナル身体ノ育成ニカムルコト
- 三 我ガ國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニツキテ知ラシメ皇國ノ地位ト使命トノ自覺ニ導クコト

- 四 心身ヲ一体トシテ教育シ教授・訓練・養護ノ分離ヲ避クルコト
- 五 各教科並科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ關聯ヲ緊密ナラシメ之ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムルコト
- 六 儀式學校行事等ヲ重シ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ實ヲ舉グルニカムルコト
- 七 家庭及社會トノ聯絡ヲ緊密ニシ兒童ノ教育ヲ全カラシムルヲカムルコト
- 八 教育ヲ國民ノ生活ニ即シテ具体的實際的ナラシムルコト高等科ニ於テハ尙將來ノ職業生活ニ對シ適切ナル指導ヲ行フコト
- 九 兒童心身ノ發達ニ留意シ男女ノ特性・個性・環境等ヲ顧慮シテ適切ナル教育ヲ施スコト
- 一〇 教育ニ際シテハ兒童ノ興味ヲ喚起シ自修ノ習慣ヲ養フニカムルコト

國民學校とお母さんの心構へ

折居千一 著



總 說

第一節 制度・内容の研究

國民學校制を研究するに當つて、先づ私共は態度をきめてかゝらなければなりません。この制度は昭和十五年度中に全部發表せられる豫定で、教科書は年次的に編纂される事になつてゐます。そしてこの制度が實際に施行されるのは、昭和十六年度に始まり昭和十九年度に完成されるのであります。故に全部に亘つての研究と其の効果については五ヶ年後でなければ出來ないのであります。しかし本年八月までに發表されてゐるものについて

總 說

見ると、從來小學校で行はれた教育では、尙あきたらなかつた諸點について實際的な結果から割出し、刷新、改善及振興の重要な項目を擧げて、國民學校教則として明示されてゐるのであります。これによつて當局の意圖、先覺者の精神を參酌して研究し其の効果の大ならんことを望む必要があります。この事は教育者並家庭人の當然の努めだと思ふのであります。しかしこれがためにあまりに複雑多岐にすることは、かへつて明瞭を缺き眞精神を失ふのおそれがありますので、國民學校教則を経とし、國情を緯として、直裁明快に研究を進めたいのであります。

第二節 實踐の工夫

教育は抽象的な學問でもなく、系統的な理論でもないのであります。教育の眞生命は實踐であります。教育學に通ずることも、理論に透徹する事も、教育の効果を期待するためであります。制度は運用にありと言はれますが、教育に於ては特にこの言があてはまると言ふ事が出来ます。

指導の理由を明かにする事は實踐を價值あらしめるため、實踐に當つて創造し工夫する事は實際家の重大な使命であります。この意味に於て學校に於ては、教師がこれに當り家庭にあつては兩親が受持つ、特にお母さんが、それ／＼實踐の工夫をこらさなければならぬのであります。實踐指導は常に模範と暗示と含蓄と經驗とが用意されてゐなければなりません、複雑極りなき日常生活を如何に整理して教育的ならしめるか、なか／＼容易の業ではないのであります、その人の見識と技倆に俟つ所が甚だ多いのであります、國民學校制度が如何に立派に出来てゐる制度でも、學校と家庭とに於てこれが運用に缺くる所があつたならば、到底國家の望む皇國臣民の鍊成が出来ぬ事になり、且つは國情及内外の情勢に合はぬ國民が出来上る心配があるのであります、教育報國を核心とし人的資源の啓培に努力する事が國家百年の計を建てる眞意義である事に徹しなければなりません。

第三節 新教育への鹿島立ち

その昔、天照大神が我が國土を定め給ふに際し、大國主命に國土返上の御使ひを遣はさ

れたのでありますが、大國主命に懷柔されてその事がはか／＼しく行かなかつたのであります、そこで建御雷神が詔を奉じて降られ、始めて國土献上のことがまとなり、續いて良からぬ神々も悉く驅り立てられて、中つ國が平定したのであります、建御雷神の威光と勇氣とによつてこの中つ國は献上せられたのでありますから、この御勳功の偉大であつた事は申すまでもない事であり、東國に於て建御雷神をお祀してゐるのは鹿島神宮であります。

鹿島神宮に詣ふでて、神威を享けて重大使命の達成に出發する事を、後世「鹿島立ち」といつたのであります、教育は國体の精華に淵源するものである關係から、新教育の目的達成のために建御雷神の御神威と御加護とを身に秘めて國民全体が新らしき門出をしなければならぬ秋であります。

第一章 我が國の學校教育の由來と普通教育

第一節 學校教育の由來

新らしい制度による國民學校を研究するにあつて、先づ我が國の學校教育の由來を調べて見る事は、あながち無駄な事ではないと思ふのであります。

我が國の大古に於いては、職業が世襲であつた關係上、子弟は父祖の業を繼ぐために、其の職業に關する知識や技能を家庭にて學び氏族は氏神を祭つて、敬神崇祖を道德の中心として、家庭が教育の道場であつたのであります。

ついで第十五代應神天皇の十六年に百濟國が王仁を使として、論語・千字文を獻じ、學者阿直岐も入朝したのであります、我が國に於て始めて文字が用ひられ儒教がはいつたのであります。

儒教の徳目は智仁勇の三つであります、この三徳は我が國古來の神道の幸魂(仁)奇魂

(智)荒魂(勇)と一致してゐるので、我が國古來の道德を倫理的に説明するのに、大へん都合がよかつたので、以後儒教は一般民衆に多大の影響を與へる事になつたのであります。

次に欽明天皇の十三年に佛教が渡來したのでありますが、佛教の思想は忍從的・出世間的で、現實的で勇敢な我が國民には、なか／＼相容れなかつたのであります。聖德太子に至つて儒佛二教が國家的教養に重大なものと信奉せられる様になつたのであります。法隆寺學問所を起された事は、我が國の學校教育の起源と見るべきであります。

文武天皇の大寶令の學制に、大學令と國學とがあげられてゐます。大學は京師にあつて五位以上の子弟と史部の子を教ふる所とし、國學は國毎にあつて郡司の子弟を教へるところであつたのであります。大學・國學は官吏養成の特殊なる學校であります。國の管理による學校即ち學制による學校のはじめであります。

この時代には學制によるものの外に、貴族あるひは上流の家庭に於ては學者を招いで、其の子女に學ばしめたり、私塾もあつて中々教育が振興したのであります。しかし奈良時代・平安時代はまだ孟子の言ふ如く、「天下の英才を集めて教ふこれ三の楽しみなり」と

いふた如くに、特殊階級の子弟の教育であつたのであります。ことに平安時代の女子教育の盛んであつたことは忘れてならぬことでもあります。

鎌倉時代になりますと、金澤文庫と足利學校との設立を見たのであります。之れは學校といふよりは圖書館といふべきもので、多くの書籍を貯へ子弟に學問させるといふ仕組であつたのであります。又私塾も此の時代には發達し、儒教に併せて新興佛教の勢によるものと、武士道精神による徹底した教育が行はれる様になつたのであります。

室町時代になりますと寺小屋教育がはじまり、庶民の教育が行はれる様になりました。これは徳川時代に最も發達したのであります。徳川中期までは、神官僧侶漢學者などが奉仕的な事業として僅かばかりの束修で、教授してゐたが、この頃からは專業の手習師匠が出來て庶民に読み・書き・珠算を教へたものであります。寺小屋にも大小あつたらしいです。大きいものになると三百人位を收容してゐたものもあつたし、數も甚だ多く備前の池田光政の領内のみでも百二十箇所もあつたとの事であります。

しかし幕府は町人階級の學問は、政治及風俗に害があるものと見なし、何時までも「知

貝原益軒の課程表

年齢	大綱	禮法	修身	讀書	習字	藝能
六歳		言葉遣ひ	尊長を敬ぶこと 尊卑長幼の別	數と方角の名を教ふ、平假名五十音を縦横によます(いろは益なし)	平假名五十音 世間往來の假名の手本	
七歳	男女席を同じくせず、又食事と共にせず	前の續き その他年相應の禮法	前の續き	性質鈍きものは假名の練習此の年より始む 片假名	同上	
八歳	八歳は古人小學に入るの年又この年より	幼者相應の禮起居動作、長者來客の場合前に出づること退くと、物言	孝行 兄長を敬ひ従ふべき事、長者にへり下るべきこと 寢起食事に時	孝經、小學、四書その中文句短く覺え易きものより暗記せしむ、五常に倫四端六	漢字 大字、眞書 草書(小字)	

九歳	ほと規律正しく生活せしむ	ひと返答物品酒茶の進め方受け方、退け方、食事の作法、茶禮	を守るべきこと、弟を愛し僕卑を恤むべきこと、師を尊び、朋友に對す道、廉恥節制	藝七情等の名目を少しづつ記憶せしむ、女子に淫思なき古歌を多くよましむ	は大字に熟達したる後に練習す	
十歳より	十歳より師を求め、出でて學ぶ、女子は十歳より外に出ださず	前の續き 心も身も起居振舞ひも靜かにして妄りに動かす事はがしからざる事	五常五倫の道の大意、顔色を和げ人を愛し敬ふべし	小學、四書、五經、義理のさとり易く又切要なる所より講釋す	前の續き	文武の藝術を暇を求め習ふ女子は裁縫紡織を專一とす
十五歳より	十五歳は古人大學に入るの年、二十歳にて元服す	前の續き	専ら義理を學び、己を修むる道に通ずべし	性質遲鈍の者も二十歳迄には小學四書に通ずべし、聰明ならば博く學び多く知るべし	前の續き	前の續き

らしむべからず倚らしむべし」であつたため庶民の學問は寺小屋にまかせてゐたのであります。

寺小屋教育はこの時代の特色として、師弟の契が固く、子供は師匠を敬し、父兄も亦尊敬し、よき師匠は一郷一村を教化した事は珍らしくなかつたのであります、各藩の學校は武士道精神を中心とし、武術馬術をはじめ多く儒學を修め、文學書は讀ましめなかつたのでありまして、孝經、論語、大學、中庸等が讀まれ講義され、寺小屋教育は概ね朱子學が行はれたのであります。

この時代の代表的教育者貝原益軒の教育の目的と方法を紹介いたしませう。

彼の教育の目的は、徳性の涵養にあるとし「學問の道は他なし、只道を知りて暴惡を明かに分ち、善を行ひ惡を去るにあり、故に君子の學問は仁心を保ち、常に善を行ふを宗とす、善を行はざれば、たとひ博傳に明かなりとも無用の事なり」と説いてゐます、そして教育は士人に限らず、士農工商のすべての人が之れをうくべきものであるとし、普通教育の最初の提唱者であると思ふことが出來ます。

教育は幼時に成功し易く、道德上の事は早くより嚴格に、威すのは臆病者とする事などの例をあげ、家庭教育の重要性をも述べてゐます。

教育方法は訓練に重きを置き、鍛錬主義であり、當時算數を卑しんでゐた時代に、算數の教ふべき事を力説し實學を鼓吹しました。又經書の素讀を年齢にかゝはらずに行つてゐたのであります、簡より繁に、易より難に又注意の集中を圖るべき事、講義は兒童の智力に應ずべき事などが述べられてゐます。

第二節 明治以後の小學校教育

明治維新は我が國空前の大變革で、百般の事柄に影響があつた事は勿論であります。明治維新といふのは我が國の建國の理想を新たに顯現せんとしたものでありまして、明治元年三月に宣明せられた五箇條の御誓文で明かであります。

- 一 廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

これは正に萬世の皇謨であり、親政開國の國是であつたのであります。明治時代に政府が文教に力を注ぎ、大いに教育の振起につとめたのは實にこの御宣文の照示に基いたものであります。

明治二年二月五日に發布された府縣施政順序中に、小學校を設くる事があげられてゐます。そして「書學素讀算術を習はしめ、願書書翰、記帳等の用を缺かしめざること、又時々講談を以て國体時勢を辨へ忠孝の道を知るべき様教諭し、風俗を厚くする事を要す。最も才氣衆に秀で學業進歩の者は其の志す所を遂げしむべし」とあり、沼津小學校の如きは最も有名なものであつたのです。

明治五年八月に太政官は小學校則を頒布し邊陲僻遠の地に至るまで、邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期したのであります、しかるに國情民意がこの學制に副

はず、遂に明治十二年九月に教育令を定めたのであります。教育令は學制に比較して極めて簡単な要項を示したのみであつたので、翌年これが改正される事になり、十六ヶ月の義務が三ヶ年に延長され、町村に學校を設置せしめ、就學を督勵したのであります。

明治十九年に至つて小學校令が頒布せられたのであります、今日の小學校令の基礎をなすもので、至極簡單なものであつたのです、次いで明治二十三年に改正小學校令が定められ

小學校ハ兒童ノ身体ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と示され、尋常小學校の修業年限を三ヶ年又は四ヶ年に延長したのであります。

この年十月三十日に教育に關する勅語の煥發があつて國民道德の目標を嚴然と明示し給ふたのであります。

ついで明治三十三年八月に改正小學校令が發布せられました、要點は

- 一、義務年限を四ヶ年とする事

- 一、高等小學校の年限を二、三、四年とす。
 - 二、讀書作文習字を合せて國語とす
 - 三、尋常科の使用漢字を千二百字以内とす。
 - 四、尋常科の使用漢字を千二百字以内とす。
- 等があげられるのであります、續いて明治四十年三月、小學校令を改正しました。

- 一、義務年限 六ヶ年
 - 一、教科目に日本歴史地理理科を加ふ
 - 一、高等小學校は二ヶ年又は三ヶ年とす
- これが今日までの小學校令であつたのであります。

第三節 普通教育とは

教育の行はれる所以は一つには各個人の有つてゐる性能を、完全に發展せしむることであり、二つには所屬國家の繼續進展のために其の國家の傳統即ち經驗と能力とを、青少年に傳へ次代を創造擔當させる作用であります。我が國に於いては國體の本質から後者のた

めに教育が施されるのであります。教育に關する勅語に「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と示し給ふたことによつても明かであります。然して國民の一人一人の性能を完全に發展せしむる事は國家の總力が充實される素因となることは論ずるまでもないことであります。

普通教育といふ事は、國民の誰でも受けなければならぬ教育といふのであります。従來小學校では初等普通教育を行ひ、中學校・高等女學校・高等學校に於いては、高等普通教育を行つたのであります。しかし普通教育といへば小學校教育を指してゐたのであります。普通教育といふ語をもつて表してゐるのは、特殊教育即ち盲學校・聾啞學校等に於て行ふものと區別し、又中學校高等女學校・高等學校を除く職業的學校即ち工業・農業・商業・商船・水産學校及實業學校及師範學校と分別したものであります。

國民の修養は多方的にそして調和を計つて、發展させなければならぬのでありますし、其の人の有つてゐる諸性能を偏頗なく啓發する事が大切な事であり、精神方面に於いても、身体方面に於ても、その上に精神・身体が一如となる境地に導くのが普通教育の任

務であります。日本に生れた少年少女は誰でもこの教育を受けなければならぬ事でありま
すから、日本で普通教育と申せば、國民學校の教育といふ事になり、延いて義務教育とい
ふ事を意味するものであります。

普通教育は國民の一般的な基礎教育でありまして、この教育を受ければ國家人・社會人
として一人前だといふ意味ではないのであります。國民の國民たる任務を果すためには、
もつと高い教育も修養も必要とするのであります。今日の生活の實情から考へても、先づ
日日の新聞や放送等による報道が、正しく認識判斷され、各自の態度を決めて行かなけれ
ばなりません、こゝまで國民が進歩し充實してゐなければ、國民の使命が果せないことに
なるのであります、でありますから國民の國民たる責務を完遂するためには、この一般的な
基礎的な教育の關門をどうしてもぐる事で、これが第一段階であり、基本であります。
ことに最近に於きましては各國ともこの國民教育に重點を置いて、あらゆる努力を捧げて
ゐるのであります。しかも幼少の時代本當に白紙的な精神情態にある兒童達に國家の信念
を印象づける事は、木材に對して極印を打つよりも効果があるのであります。

蔣介石が排日教育に徹した結果は、如何に強力なものとなつて今日現はれてゐるか、明
かであります、勿論彼は誤つた日本觀であり、非人道的であつたのは申すまでもない事
であります、青少年に施した教育の結果といふ點からのみ見る時は實に驚かさざるを得ない
のであります。今日日本の普通教育即ち國民學校制度による教育が實施され、年限が延長
され教育内容が改正刷新せられた事は、國民の一般的基礎的教育の内容が一段と高くなり
且つ深くなつた譯でありまして、眞に欣びに堪えないのであります。

第二章 國民學校の教育精神

第一節 名稱「國民學校」について

小學校と言ふ名稱は明治五年に始めて學制が定められ、學校教育の實施せられた時のもので、爾後約七十年間國民に親しみを以て呼ばれたのであります。小學校といふ名稱は中學或は大學と並べて考へると中學から大學へと進むものが最初に入學する學校であるとも思はれ、つまり中學及大學に對して、小學は低い程度の學問をなし、漸次中學大學に進んで教育が完成されるといふ觀念が強かつた様に見えるのであります。國民學校といふ名稱は呼ぶだけで、國民的性格が小學校と呼ぶよりも明瞭であります。従つて中學・大學の豫備校とか或は未完成な教育を受けるものだとかといふ意識を起させないのであります。國民學校を卒業しただけで立派に國家人として働けるといふ所に新しさがあり、且つ名と實とが一致するのであります。皇民の基礎的鍊成をなす學校の名稱として、まことにびつたりした語感を與へます。

友邦滿洲國に於ては最初から國民學校といふ名稱をつけてゐます、同じ滿洲國內でも日本人だけの學校は組合組織で統制し、名稱も内地並に小學校と呼んでゐますが、今日から見れば日本は何んともなく立遅れの感がないでもありません、制度といふものは一度決まればなかなか變更が出来ないのであります、今度思ひ切つて先づ名稱を國民學校と改めた事は、當局の英斷であります。名は相を表はすものでありますから、看板を改めて行かうといふ意氣込みであります。

國民學校といふ名稱を日本國中の小學校の改名として用ひるのは明年からであります、今日まで日本でも國民高等學校といふ學校があつたのであります、それはデンマルクに於て教育に大變革を加へた事があります、その時生れた補習教育機關で、名稱を國民高等學校と呼んだのであります。この學校の教育が隆盛になつた爲め農業青年が奮起し、國力の充實を來たしたのであります、これが各國の焦点となつて、歐洲大戰後の教育に一大轉換期を劃したのであります。

我國に於きましても、この刺戟を受け農林省の指導の下に茨城縣友部に國民高等學校が設けられたのであります。その後全國に數ヶ所友部の精神を取り入れて國民高等學校の設立を見る事になり、且つ良好の成績をおさめてゐるのであります。

しかして今日までの尋常小學校は國民學校初等科となり、高等小學校は國民學校高等科となり、尋常小學校と高等小學校とを併せたものはたゞ國民學校と呼ぶ様になるやに聞いてゐます。かやうな次第でありますから、以前からあつた補習教育のための國民高等學校と混合することもなく、内容に於ても全く異つた教育を施す學校が、國民の歡呼の裡に誕生する事になるのであります。

第二節 皇國の道

國民學校令第一條に

國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ本旨トスとあります。即ちこの條文は國民學校に於て施される教育の目的を示したものでありま

す。今、この國民學校の教育の目的を明かにするために、従前の小學校の教育の目的と比較して研究する事に致しませう。

小學校令第一條に

小學校ハ兒童ノ身体ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

とあり、制定されたのは明治二十三年であります。小學校の大部分は明治三十三年に制定されたものでありますが、教育の目的を示す第一條だけは、其の時も改正せられず其の儘残つて、五十年間命脈を保つてゐたとは實に不思議にも思はれるのであります。

そして我國小學校教育の目的が、獨逸聯邦ザクセン・マイニンゲン公國の國民學校令を母体にしてゐるともいはれてゐます。

國民學校ハ兒童ノ身体ノ發達ニ留意シテ教授練習及訓練ニ依リ兒童ニ宗教的、道德的及國民的教育ノ基礎並公民生活ニ必要ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ任務トス

彼我對照して見るに殆んど大同小異といふべきでせう。彼は獨逸の教育の目的を示した

もの、此は日本の教育の目的を示したものでありますが、その條文に於て其の差を發見する事が出来ないのは、誠に不可思議な事であります。

これと比較すれば新制國民學校の教育の目的は、「皇國ノ道ニ則リテ」と教育の原則を示しそして「國民ノ基礎的鍊成」と教育の目的を明かにし、しかも日本の國體の特異性をあげてゐる事は、眞に日本の國土に生えぬきの教育であり、日本人の使命達成のための教育である事がはつきりしてゐるのであります。尙小學校の教育の目的に於て、道德教育と國民教育とを別々にあげ、又知識技能と共に教育の内容としてゐます。道德教育は國民教育の根幹をなすべきものであるに拘らず、道德教育の外に國民教育をなす必要を認めたのは、知識技能の修練を國民教育と別に考へた事と同じ様に、如何にも教育が分割的で西洋流の着意であると思はれます。

しかしして新制の國民學校の教育の原則を、皇國の道に則りてと定めたことは、我が國教育の尊嚴を明示するものであつて、誰しもが納得する所だと信ずるのであります。

皇國の道は我が國特有の道でありまして、世界に國多しと雖も、他に其類例を見ないのであります。即ち萬世一系の天皇の「しろしめす」國に於ての道であります。國體の由來に基くのであります。

國體は其の國家の根本組織をいふもので、其の根本組織には一定の体制即ち由來があるのであります。かくの如く國體は國家の根本組織でありますから、之を變革する事は出来ないであります、もし之れを變革すれば革命といふ手段をとらなければならぬのであります、革命は其の國家を滅亡させる事になるのであります、故に國家に取つて其の國體を確保し且つ健全に繼續せしめる事の如何に重要な事であるか、明かであると思ふのであります。この事は如何なる國家に於ても同じ道理でありますけれども、我が國を除く他の國家に於ては、國民が其の國家を重要なものとせず、従つて革命も起るのであります。つまり國體といふ事も重大な問題とならぬのであります。我が國家は全く他の諸國家と其の根本組織を異にする歴史を持つてゐる關係上國家の成因である國民が、この國體を國民生活の中心問題とするのであります。

天祖天照大神が大御心・大御業を天壤と共に窮りなく發展せしめらるゝために、皇孫瓊

瓊杵尊を豊葦原の瑞穂の國に降臨せしめられ

豊葦原の千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就きて治らせ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし

と仰せられたのであります。こゝに於て既に君臣の大義が昭示せられ、我が國体は確立したのであります。更に

此れの鏡は専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如、いつきまつれ

と仰せられてあります。御歴代の天皇はこの御鏡を承けつがれ給ふて、常に天照大神と共にあらせらるゝ、大御心で大御業を窮りなく、彌榮えにさかえましましてゐるのであります。

故に御歴代の天皇は大神と一體であらせられるのでありまして、これが我が國の敬神崇祖の根本精神となるのであります。

我が國の御歴代天皇は萬世一系の天皇であり、天祖と一體であらせられ、常に治國愛民の天職を盡させ給ふたことは歴史を通じてうかゞはれるのであります。畏くも天皇は、臣民

を赤子と思召され愛護なされ、即ち百姓を「おほみたから」とし皇猷を恢弘せんと思召されてゐるのであります。御歴代の天皇が蒼生を愛護なされ、衣食を豊かにし、災害を除き、ひたすら國利民福を御計らひになつたことは今さら申上ぐるまでもない事であります。天皇は常に億兆臣民を御一人の臣民とせられず、皇祖皇宗の臣民の子孫と思召されてゐるのであります。明治天皇の明治元年維新の宸翰に

中葉政衰へテヨリ武家權ヲ專ラニシ表ハ朝廷ヲ推尊シテ實ハ敬シテ是ヲ遠ザケ億兆ノ父母トシテ絶エテ赤子ノ情ヲ知ルコト能ハザル様計リ成シ遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニ成リ果テ其ガ爲メ今日朝廷ノ尊重ハ古ヘニ倍セシガ如クニテ朝威倍々衰へ上下相離ル、コト霄壤ノ如シカ、ル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其ノ處ヲ得ザル時ハ皆朕ガ罪ナレバ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦シメ艱難ノ先ニ立チ千古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始メテ天職ヲ奉ジテ億兆ノ君タル所ニ背カザルベシ

と仰せ給ひるを拜誦し、御仁愛の深きにたゞ感泣するのみであります。

宏大無邊なる御聖徳を仰ぎ、御仁愛の光被する所に、我が國民の道が自ら明らかになるのであります。即ち皇國の道が一定不變のものとして確立せられるのであります。

皇孫瓊杵尊の降臨し給ふや、多くの神々が奉仕せられた精神を其のまゝに受け繼いで億兆は心を一にして天皇に仕へ奉ることとあります。即ち我等國民は生れながらにして皇國の道を行するものであります。しかしてこの君民一体の觀念は、親子の關係であつて極めて自然的であります、義は君臣情は父子といふ意味はこの事であつて、國家は皇室を宗家とする一大家族であります。

紀元二千六百年の紀元節に賜はりたる詔書に

朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼キ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ホシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉シ君民一體以テ朕カ世ニ速ヒ茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ

と仰せ給はれてゐるのであります。即ち我が國の今日の隆々たる皇威及國勢の發揚發展は君民一体の功績であるとの思召を拜察申上げる時、誰か生を神洲に享けたるの光榮に感

激しない者がありませんか、挺身以て臣節を盡し、皇恩の萬分の一に應へ奉らんことをこひねがふのみであります。

我等の歴史的使命を果すための道に「忠」があるのであります。忠は天皇に對し奉り絶對に隨順するの道であります。私を去り一意専心天皇に奉仕する事をいふのであり、この道が我が國民の根本的な道で、國民生活の源泉であり、唯一の生きる道となるのであります。大伴家持の歌に

海行かばみづくかばね山行かば草むすかばね

大皇の邊にこそ死なめかへりみはせじ

と 又源實朝の

山はさけ海はあせなむ世なりとも

君に二心我あらめやも

楠木正成が湊川に於て敗戦となり、今はの際に

七生報國を祈つた精神は、永遠に國民を感奮興起せしめる所であります。

忠は一旦緩急ある場合に義勇公に奉ずるばかりでなく、常時その分を盡し忠實にその身を處し、職務に精勵することが、忠の實現となるのでありまして、教育勅語に、

父母ニ孝ニ

兄弟ニ友ニ

夫婦相和シ

朋友相信シ

恭儉己レヲ持シ

博愛衆ニ及ホシ

學ヲ修メ

業ヲ業ヒ

智能ヲ啓發シ

徳器ヲ成就シ

公益ヲ廣メ

世務ヲ開キ

國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

等はこれ皆大御心に應へ奉り、天業恢弘に翼賛し奉る所以で、悉く忠の道であります。

我が國は國の肇造に於て自然であり、君民一体の道德國家であります、國体は此に於て常に安泰であり、強固であり、國運が無窮に隆昌するのであります、されば我が國の歴史を回顧すれば、其の時代の道德の如何が、國運の隆替に重大な關係を示してゐるのであります。長き年月には國運の衰微もなかつたとは言へないのであります、其の度毎に忠臣義節が現はれて、大義を明かにし時艱を克服して興隆の一路をたどつて來たのであります。國民學校制に於て、教育の目的を達成するために、原則として「皇國の道に則りて」と條文の眞先に堂々と示された事は、我國の教育としては當然の事ではあるが、誠に感銘に堪えない所であります。

第三節 基礎的鍊成

「國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ本旨トス」とありますから、基礎的な皇國臣民たるの基礎であります。八ヶ年の國民學校教育では皇國臣民としてまだ充分な教養は修められてゐないから、皇國臣民たるの基礎だけはしつかりと築きたいとの意志を表してゐる處に着眼すべきであります。

基礎は家屋を建てる土臺であります、土臺が堅固でなければ、建てられた家屋に狂ひが起る事は能く人の知る處であります、基礎なき事を砂上の樓閣と言ふは宜なりけりであります。まして教育は物質ではありませんから、家屋の様に一段建てられても手數と金さへかければ、やり直しも不可能ではありませんが、精神的な作用は一度しみこんだ事柄は、これを取り去る事は性行の變化であり改善でありまして、容易に出来ないであります。この意味からいつても皇國臣民にまでの教育は基礎といつても輕々には考へられない問題であります。

次に起る問題は基礎的であるから、程度の低いものあるひは簡單なものといふ様にも考へられ易いのでありますが、これも大きな間違でありまして、兒童達に言葉で傳へる事の出来ないものは、直感に訴へあるひは實踐により、環境の整備によつて、其の雰囲気において芽生えを伸ばさねばならぬのであります。徒らに説明にのみよらず教育の任にある者は常に垂範以て事に當るべきであります。

次は授けられたるものは、其のまゝでゐるものでなく年と共に、あるひはある新事象に對して、絶えず生々發展して行くものであります、基礎的な教育が間違つてゐれば、道しるべを間違つたと同じ事で、一步一步進むにつれて本道より遠くなるのであります、皇國臣民たるの基礎が正しく強く築かれてゐるならば、學校卒業後と雖も彼等は自發的に皇國臣民たる事が出来るのであります。

鍊成といふ辭句は、鍛鍊・完成とも解せられ鍊磨・育成とも考へられるのであります、兒童の心境・年齢から判断すれば、鍊磨・育成があてはまる様に思はれ、鍛鍊・完成は強すぎるやの感があるのであります。

何れに致しましても「鍊」は金屬をねる事であり、日本刀を鍛へるには鐵三貫匁、木炭二十五俵の材料が必要とせられ、それに刀鍛冶の精進潔齋し精根込めて打ち上げ、湯加減して出来上つた時は、武士の魂たる秋水となるのであります、すでに鐵の塊ではないのであり、分析したら鐵の成分でありませうが、鍊られ鍊られて原料の目方の五分の一になり、折返されて十數萬枚の紙より薄い鐵板が、重なり重なつてしかも密着同体となつてゐるのです、「鍊」は量の問題でなく質の問題であります。

「成」は、生々發展の意味と解せられます、生々發展する事は育成・成長を意味し又やがて完成への道程ともなるのであります、樹木に年輪のある如くに、其年に成長し終り、翌春又新らしく成長して、樹齡を重ねて行くのであります、外形は皮にて包まれ、何等其の構成發達を伺ふ事は出来ないが、一度切り倒して見れば一目瞭然たるものがあるのであります。

生命あるものは必ず生々發展して止まぬものであります、教育の力によつて、この本性を、皇國臣民たるの基礎を得しむるために練成するのであります、これが即ち國民學校令

の目標を示したものと考へられるのであります。

茲に於て國民學校令第一條の字句の解釋は一通り了つたのであります、これを表示しますと

國民學校……………教育機關

皇國ノ道ニ則リテ……………教育の原則

普通教育……………教育の内容

國民ノ基礎……………目標

鍊成ヲ爲ス……………方法

となるのであります。

第四節 義務年限延長

國民學校の修業年限を八年とし、これを義務教育にするのであります。従來の小學校の義務教育六年を更に二年延長する事になつたのであります。我國に於て義務教育の制度の

設けられたのは明治三十三年に始めて尋常科四年を義務教育とし、高等科四年は任意としたのであります。續いて明治四十年に四年の義務教育を二年延長して、六年とし高等科一二學年を尋常科五六學年として、當時の高等科三四學年を高等科一二學年として、任意に通學せしめる様になつたのであります。この度義務年限が八年になつた事は、都合三度目の改正であつて、其の間四十年であります。義務年限を延長して八年にしなければならぬといふ事は、歐洲大戰後歐米の初等教育の進歩發展と、我國の發達とより長い間叫ばれてゐたのであります。経費の關係や教師の養成や制度の關係で今日まで延び／＼になつてゐたのであります。そして義務年限が延長せられた場合を考へて見るのに、三回とも戦争が直接延長の原因となつてゐるのであります。第一回の義務制四年の制定されたのは北清事變の年であり、第二回目の義務制六年の制定されたのは、日露戦争直後であり、第三回目の今度の義務制八年は支那事變中であり、

今度義務年限を延長された理由について、重要なものをあげると

一、青年前期の教育の重要性

兒童が十三四才の頃は、思想的にも体力的にも兒童期から青年期への過渡期でありまして、此の時期の兒童の境遇や教養の適否が、兒童の心身に及ぼす影響は實に多大なものでありまして、延いて其の人一代を左右する様な事になるのであります。でありますからこの期間に於て完備した組織ある學校に於て、規律ある養護・訓練を施し、徳性の涵養、明確なる知識の附與、体位の上向、特に國防能力の増進、産業教育等をなすの必要があるものであります。

二、内容充實の必要性

國運の發展に伴つて、教育の内容も充實せられなければならぬのであります。しかし年限が短ければそれだけの期間で教育を切上げることになるために、必要な教材があつても教育する事が出来ないであります。又一方延長された分の二年は年齢も十三四才になつて理解の度も、高く深くなつてゐるのでありますから教育の内容からいふと延長された二年といふものの價値は實に尊いものであります。しかして従來知育偏重とか、人格教育の不徹底が指摘されてゐましたが、これ等の弊も是正される事と思ふのであります。



三、機會均等化

昭和十三年三月の

尋常科卒業者約

一、五九三、〇〇〇人中

高等小學校及中等學校入學者

一、三三三、〇〇〇人で、殘る二十六萬人は尋常科卒業

後直ちに、勞務に服しあるひは家業に手傳ひをなす事になるのであります。これ等の者は低い程度の知識と幼弱なる身体をもつて、それらの實務に使役される事になり、著しく不幸不利な立場に置かれるのであります。かゝる者のために義務年限が延長された事は欣ぶべき事であり、國民に對し教育の機會均等を計り國力の充實にも効果をもたらすことになるのであります。

四、産業振興

農業時代より工業時代へと産業は發展して行くのでありますが、農業にせよ工業にせよ時代は科學の進歩により、個人的より大規模の機械化に進展して行くのであります。したがつて求人情況を見るに、陸海軍の工廠をはじめ重工業方面に於ても、見習工として高等

小學校卒業者を採用してゐるのであります。從來紡績工場に於ては、尋常科卒業の女子を採用してゐたのでありますが、この方面に於てさへ、高等科卒業者を採用する傾向を示してゐるのであります。したがつて高等科へ進學するものが次第に其の數を増加して居るのであります。

昭和十三年三月の統計を以てすれば、尋常科を卒業し引續き高等科に進學した者は男子に於ては五十九萬一千餘人、女子に於ては四十四萬八千餘人でありまして、尋常科卒業者總數に對する割合は、男子に於て七二・七％、女子に於て五七・六％の高率を表してゐるのであります。高等科卒業者が職業戰線に於て重要な役割を演じてゐるかが明かであります。

第三章 新教育の重點

第一節 國民教育の信念化

國民學校の教育は全般に亘つて皇國の道の修練をなし、國体に対する信念を鞏固ならしむる様に努めよといふのであります。教育の淵源は國体の精華に基くものでありますから、常にこの精神を以て教育が行はれなければならぬのであります。これについて詳しく述べますと

一、皇國の道が日常生活の中にあるとするならば、國民は日々の具体的な行動の中に於て、皇國の道を修練して、強固なる信念を築くべきであります、従つてこの方法による教育は抽象的な知識を分量多く詰め込み、機械的に暗記させるといつた教育を、根底から覆へして、生活を基調とした実践的な方法によらなければならぬ事になるのであります。そしてこの方法による教育は、何處までも生活中心であり實行的ですから、自ら鍛練

的になるのであります。體驗を本にして新事象に直面して勇を振つて之れを突破して行かなければならぬのであります、皇國のために全力を捧げる信念をいよく強く固くさせるのであります。學校に通ふて學問する事は何か割のよい事にありつくためではなく、個人的に樂な生活をするためでもなく、眞に日本國のために働きある、國民となる念願であるのであります。學問をしたために國家に対する觀念が薄らぐ様では本當の教育をうけたものではないのであります。今日の非常時局に際しても知識階級に多く國策に沿はない者のある事を痛恨する次第であります。かゝる知識階級は理論とか知識はあつても、國民としての信念の養成が足りなかつたのでありませう。

二、信念は修道によつて生ずるものであります。「斯ノ道」は皇祖皇宗が既に御實踐になつた道であり、しかして徳を樹てられたのであります。徳をお樹てになつたといふ事は皇祖皇宗の御實踐が天命を感得され、動かすことの出来ない天職であられたのであります。徳を樹てるといふ「樹」の文字は立てるの「立」と異つて、木の生えた姿の如く、根を張り、幾年かの行績を積みかさねてなされたもので、これによつて大木は風にも嵐にも倒れ

ないのであります。それだけの丈夫さを確保して樹つてゐるのであります。「立」はどうかやうやら立つてゐる、立たせて貰つてゐるといふ意味であります。この様な貧弱なものではないのであります。吾々の行動が徳となるまでには、渾身の努力の必要である事が明かになるのであります。

道といふ言葉の意義は日本的に言へば、實踐的な「斯ノ道」であつて、支那風の道とは明瞭に區別しなければならぬのであります。支那の道といふのは架空的、抽象的な觀念であり哲學的なものであります。例へば「誠は天の道なり、之れを誠にするは人の道なり」とか「天命之謂性、率性之道」といつてゐますが、これ等の道はみな道德的客觀的な道といつてゐるのであります。つまり聖人君子の立てた教へであります。そして人の本性は天によつて定まつてゐると見るのであります。人の道は天の道によるものとなつてゐます。

我が國の道は最も具体的な事實であり、樹徳によつて實現せられ、國家の發達をとげて來たのであります。支那流の觀念的遊戯ではなかつたのであります。日本には如何なる道德が移入せられても、皇國を説明するに足るものは取り上げたのであります。其の他

のものは姿を消してゐるか、又は日本風に内容が改められてゐるのであります。

三、事實よりは抽象が、實際よりは知識が、現實よりは理想が、實踐よりは哲學が、それらに於て高尚なものと考へられて來たのであります。この考へ方は一利あるものであります。人的生活をこの場限りに限定して、狭く淺く考へることは、窮屈な事でもあり又將來性もないのでありますから、高遠な理想を描き、系統的な知識を持つといふ事は、決して悪い事ではありません。しかしその方面にばかり頭が働いて、日常生活が地面に足の着いてゐない様な事では甚だ危険千萬な事であります。「皇國の道」を現實に實行する事が大切なことでもあります。

四、教育のすべてを皇國の道に歸一せしめるといふ事は、教へを立てるといふのであります。兒童を如何様に教へるかどんな事を教へるかといふ事を決めて掛るのであります。

日本の教育は古來立教的の教育でありまして、兒童の身体あるひは、心理をあまり考慮しなかつたのであります。「讀書百遍にして自ら其の意通ず」又は「論語讀みの論語知らず」などいふ諺をのこす様になつたのであります。しかしその間に於て艱苦に耐へて勉強

した事は充分に察せられるのであります。

五、明治の初頃から個性尊重・獨立自尊の思潮により、教育も人格を尊重し自學主義、はては自由主義の教育までも流れ込んで來たのであります。かゝる教育の押し寄せて來たのは日本に受け入れる隙があつたからだとも言へるのであります。其の理由は長い間の封建制度によつて國民は、全く意氣地のない消極的な生活をしてゐたのでありますから、明治維新後の教育は、こゝに留意して國民に活を入れたのであります。福澤諭吉先生などは其の代表者でありませう。しかし福澤先生も日本文化を破壊しやうとか、日本の國民道徳を改め様とかは思つてゐないので、子供達の實際教育にあつては「子供の獨立自尊は只父母の命に従ふのみ」といつてゐるのも明かであると思はれます。即ち立教といふ事を考へてゐたのであります。

六、國民學校は純眞なる兒童の精神に對して、國民として必要な魂の種子を蒔かうとしてゐるのであります。正しく芽生、えたならば温室に入れないで、風にも吹かせ雨にもあて偶には嵐にも遇はせて眞に立派な草に木にしたいといふのであります。この大事な時に自

由だ、個性だといつて勝手な事を許しては置けないといふのであります。

七、教育を立教の方面からばかり見ては、其處にも方法上よくない事が表はれて來るのであります。そこで立教と同時に兒童の方面から見た求道を考へて見なければならぬのであります。

- (1) 兒童の心身の發達に留意する事
 - (2) 男女の別による事
 - (3) 個性に應ずる事
 - (4) 環境を顧慮して適切ならしむる事
- 等が用心深く考へられなければならぬのです。

八、歴史の事實に徴しても吾等の祖先が如何に國体にして強い信念を持つてゐたか、明かであります。道鏡が邪道に這入れば和氣清麿が現はれ、尊氏が逆臣ながら皇威をかたつて四國九州の兵を集めなければ、其の野望を達する事が出来なかつたのであります。明治維新當時に於いても薩長、土肥が歐米の武力財力をかりて、天下を取らんとすれば取れた

でありませうが、大義明分によつて彼等に馳驅されず、王政復古の實を擧げた事など、これ皆國体に対する信念そのものであつたのであります。從來の小學校の修身書に載せられてゐる人物について見ても、其の實踐が一として國体に対する信念から發せられないものはないのであります。

修身書の人物

尋常科一學年		全 二學年		全 三學年	
人名	徳目	人名	徳目	人名	徳目
廣瀬武夫	チユウギ	木口小平	チユウギ	松平信綱	チユウギ
松平信綱	シヤウヂキ	全		上杉鷹山	先生をうやまへ
		おふさ	カウカウ	飛田與七	友だち
		稻生ハル	ソセンチタツトベ	福井仙吉	同

全 四學年	
人名	徳目
能久親王	孝行兄弟強規勉律
渡邊登	兄弟強規勉律
伴信友	兄弟強規勉律
圓山應舉	兄弟強規勉律
高田善衛門	兄弟強規勉律
高崎正風	兄弟強規勉律
貝原益軒	兄弟強規勉律
菅原道真	兄弟強規勉律
栗田定之丞	兄弟強規勉律
野口英世	兄弟強規勉律
豊臣秀吉	兄弟強規勉律
伊藤東涯	兄弟強規勉律
二宮金次郎	かうかうしごとにはげめ かくもん
本居宣長	せいとん
松平好房	ぎやうぎ
孫兵衛	生きものをあはれめ
永田佐吉	おんを忘れるな
木村重成	かんにん ゆうき
河原市馬子	正直
松平定信	きそくをまもれ
徳川光圀	けんやく
鈴木今右衛門	じぜん
小林環	忠君愛國
毛利元就	協同
佐太郎	近所の人 こうえき

瀧 鶴臺	全 五學年	河野通有 井芹秀重 乃木大將 細井平洲 布田保之助 作兵衛 上杉鷹山 伊藤小左衛門 勝安芳 西郷隆盛 新井白石	よい習性	加藤清正	誠信 實義
		全 舉國一致 公德 禮儀 公益 勤勞 儉約 産業を興せ 進取の氣象		吉田松陰 儀兵衛 中江藤樹	忠君愛國 兄弟父母 孝行 德行
		全 職分 仁愛 勇氣 至誠 創造		楠正成 正行 伊能忠敬 澁澤榮一 松平右衛門 山下助左衛門	進取の氣象 勤勉 質素 同情
		重富平左衛門 猪山作之丞 佐久間勉 瓜生岩 高田屋嘉兵衛 乃木希典 田中久重		全 六學年	

稻生若水 箕作阮市 平重盛 頼杏坪 二宮尊徳 全 廣瀬淡窓 吉良平治郎	高等科一學年	愛國 家行 孝行 全 敬老 至誠 正直 反省 責任	全 二學年	牛島謹爾 伊勢屋吉兵衛 金原明善 石井十次	進取の氣象 勤勉 質素 同情
小出大助 杉浦重剛 伊藤仁齋 前田綱紀 石田梅巖 名和靖 賀集珉平 中村正直 金原明善		孝 兄弟姉妹 夫婦 朋友 恭儉 全 學問 全 業務 德器 公益世務		全 六學年	
全 五學年		全 職分 仁愛 勇氣 至誠 創造		楠正成 正行 伊能忠敬 澁澤榮一 松平右衛門 山下助左衛門	進取の氣象 勤勉 質素 同情
		重富平左衛門 猪山作之丞 佐久間勉 瓜生岩 高田屋嘉兵衛 乃木希典 田中久重		全 六學年	

國民學校の教育は、教授も訓練も養護も分離を避けて身心一体として教育し國民的人格の統一發展をなす様に導かれ、各科目も其の特色を發揮させると共に相互の關聯を密にして國民鍊成の一途に歸せしめるのも、之れ即ち國民の國体に對する信念の養成が目的であるからであります。

第二節 興亞日本の教育

世界の文化の發祥は實に五千年の昔であります。亞細亞に亞弗利加に起つたのでありますが、時勢の推移により今や文化の中心は歐洲と米國に移つたのであります。我が日本は開闢以來三千年益々發展し、彌榮に榮えて來たのであります。其の間に一瞬の間隙なく脈々として何處を切つても生血のしたゝる歴史を以て綴られてゐるのであります。國は後進國であつてもこの点から見れば先輩の國であるといふ事が出来るのであります。

歐米の諸國に於ては文化の極に達し、個人主義・自由主義から享樂への一途をたどり遂に獨逸の復讐的信念から第二次の歐洲戰爭勃發して、世界の地圖は如何に變改せられるか

豫測出來ない情勢にあるのであります。國破れて山河あり、城傾いて草深しとはよく言つたものであります。さて日本の當然なさなければならぬ責任は興亞にあるのであります。

興亞の目的を達するためには、あらゆる角度から論ぜらるゝでありませうが、先づ現在までの亞細亞の情態を検討する事にいたしませう。歐米各國は航海術の發達をかりて、東洋に來りあらゆる横暴と奸策とによつて領土あるひは殖民地となし、其の國の氣の付いた時には言を巧に、他の三國と相刺させて、國力の充實をはぐみ、常に骨ぬきの情態になし置き、甘き汁を吸ふて來たのであります。ある人が言ひました、日本は思想的に英國の殖民地であるし、支那は物質的に殖民地であると、言はれて見れば一應うなづける處があります。その事實は日本は小學校から英語を課してゐる、中等學校以上の學校では實にこの英語のために、多大の時間と努力とを捧げ、學生の頭のよしあしは、英語の出來不出来にとせられ、最も新らしき者は英語を知つてゐるものと見られてゐるのであります。崇英思想といふものを随分深く浸み込ませたのであります。巡查がある家に戸籍調べに行つたら、生年月日を西歴で答へたといふ話である、相當の地位ある紳士が眞面目で、この答をなし

たのに巡查は驚いたといふ事でありませう。日本に於ても國際聯盟脱退前までは、如何に英國をば、かつたかは明かな事でありませう。

又支那に對してどんなであつたかといへば、港灣の主要なるものは勿論、物質の開發に際しては彼等が資本を投じ、利權を獲得し多大の實益をあげてゐることは枚擧にいとまないのであります。たゞ、滿洲事變が起り、滿洲國の獨立を見る様になつてからは、支那と益々密約を堅くし、排日排貨に拍車をかけ、遂に支那事件を起したのであります。容共排日を國策として、長期戦を叫び遂に焦土戰術までも作戦にとり入れて、あくまで日本に反抗してゐるのであります。このまゝの情勢では蔣介石の國論統一の方便となり歐米の自利のために、國土は全く疲弊する事になります。共存共榮といふ歐米人の欺漫のわなにかけられて、東洋は共に亡ぶべき運命に置かれる事になるのであります。

興亞建設の大使命を負ふ日本は、人道の上から遂に正義の矛を採り、膺懲の軍を發して茲に四年となつたのであります。第一線の將士は御稜威の下身命を堵して奮戦また奮戦よく戦果を納め、銃後またよくこれに協力し、遂に中央新政權樹立を見るに至つたのであります。

ます。日本は東洋人として眞に醒めたる支那國民と相提携して、日滿支一環の東亞の天地を拓き各國自ら其の性格の發揮に勤め、歐米依存を取り除き、東亞保全の固き握手をなすべきであります。之れが亞細亞を亞細亞たらしむる事であり、即ち興亞であります。亞細亞に新秩序を建設する事は、我が國の肇國の皇漢による事で、皇國日本の本領であるのであります。

一、道義的立場

現在は武力による事を主としてゐますが、一方治安工作、宣撫工作を併せ行ひつゝ、あるを見ても、我が國の誠意の存する所が理解出来る筈であります。東洋は道を以て國を建てたのであります。仁政を布いて民を安んじ王道樂土の建設、道義國家の復活を計るのであります。彼等はや、もすれば我が國の庇護を潔しとしない風もありますが、將來は中央政權を援護して、天地の公道に基いて經綸を行はしめ、我が皇風を仰いで、御仁愛に感激せしむる様になければならぬのであります。

二、國力の充實

世界の情勢は無條約時代ともいふべきでありませう、東亞の盟主日本は内に國力の充實を計らなければ、目的を達成する事は出来ないであります、教育上に於ては日本精神に燃える指導者の養成であります。大和の精神の顯現により國民全体が親和協調して皇運の扶翼に滿身の力をつくし、あづかる所軍人といはず政治家といはず役人といはず、農商工の何れの職にあるものも、等しく其の責に任すべきであります。

各人天分・性格により選ぶ所は異つても、一億一心嚮ふ所は歸一されて天業恢弘に翼賛し奉るべきであります。

三、互助連環

滿洲國は我が國と一体不可分の關係にあるのでありますから、東亞新秩序の建設に對しては斷乎とし邁まねばならぬのであります、民族的に強化するためには大和民族の移民であります、吾に人あり彼に土地ありであります。

其の實現として滿蒙開拓青少年義勇軍があります。昭和十三年度以來既に三萬人を彼地に送つたのであります、そして青少年を大陸に於て訓練し、理想的な開拓者となり、滿

洲國の中堅人物として育成するのであります。

青少年義勇軍は十六才より十九才までの優良健康なるもの、中より選ばれ、茨城縣の内原訓練所に於て、二ヶ月乃至四ヶ月の内地訓練を経て、渡滿することになつてゐるのであります、現地訓練所は基本訓練・實務訓練・特別訓練の三區分になつてゐて、合せて三年を以て終るのであります。

其の綱領に

一、我等は天祖の宏謨を奉じ、心を一にして追進し、身を滿洲建國の聖業に捧げ、明神に誓つて、天皇陛下の大御心に副ひ奉らん事を期す

一、我等は身を以て一徳一心民族協和の理想を實踐し道義世界建設の礎石たらむことを期す

とあります、彼等青少年の理想と熱烈とに強く打たるるものがあります。

滿洲國を健全なる國と育て上げる事が、東亞新秩序の最も緊要な事であり、もしも滿洲國が日本のため利益して、滿洲國自体が疲弊する様なことがあつたなら、又ソ聯國境

が益々不安であつたならば、支那にも影響して日本の信頼度が低下して、日滿支一環の實現は望み得ないのであります。

日露戦争に於て國費二十億を費し、十萬の我が同胞の斃の山を築いて、折角獲得した南滿洲の權益も何時しか、支那軍閥のなすがまゝにまかせ、ソ聯の東漸の餌食とならんとしたのであります。時恰も柳條溝の爆破事件が滿洲事變となり、滿洲國の建國となつた事をかへりみると、眞に危い橋を渡つた感があります。今後は決して左様な事は無いと信ずるのであります。國民としてはこの轍を踏まぬ覺悟を持たねばならぬのであります。

次は支那に對してであります。支那の健全なる發達についても種々の方面があります。例へば經濟的な問題・産業的な問題・金融問題・運輸交通問題・租界問題等があります。之等に對する工作は主として、其の指導者と資本と技術と勞力の問題となると思はれます。そして資本と技術は日本から、資源と勞力は支那からといふ事になるのでありませう。これ等の問題の解決の鍵は結局は政治の問題が中心であります。一体支那五千年の歴史は最も文化の發展した中華が強國を組織した事がないのであります。古の秦も下つて元も清

も塞外の胡人であつたのであります。漢民族によつて強國が組織せられる事は、今後の事であり、王精衛が何程の人物であるかはともかくも、中央政權の委員長である以上、これを援護して益々其の強化を計り、立派な支那に立直らせなければならぬのは、日本の重大な役目となつたのであります。之れがためには我が強力にして勇猛果敢なる皇軍の庇護の下に培ふ事にしなければならぬのであります。もし蔣介石が斃れても我が皇軍が彼の地を引上げる事になつたなら、蔣の一族あるひは他のもの、又外國の浸入攪亂は絶對なしとは言はれないのであります。此くして八紘一宇の精神を具現し、新らしい支那、統制ある支那、強力なる支那を建設して行かなければならぬのであります。

互助連環によつていよく緊密の度を加へる、興亞の目的の曙光を望み得るのであります。支那との戦争は今次の支那事變を以て、未來永劫までなき様に祈るものであります。

日本・滿洲・支那の三國の心からなる協調協力が、今日以後の日本の教育の中心問題となるのであり、そしてその指導國が日本であり、指導者が日本人といふ事になるのであります。

ます。大陸文化が傳來し千餘年間我が日本に於て醇化され、輝かしい文化となり今大陸に還元される時が來たのであります。將來の國民には現在の荒削りの場面を仕上げる事業が残されてゐるのであります。この事に對して關心と責任を持たせる事が興亞教育の使命であります。

第三節 大國民的教養

國民學校の教育の一つの重點として、大國民的の教養をあげてゐるのであります。其の内容は日本人としての自覺信念と、廣い大きい氣持ちと、見識を養ふ事であります。大國民的といふ語は國民を總括的に見ないで、國民の一人一人といふ個人の立場について見る事に注意を向ける必要があると思ふのであります。古來日本には全体的には何時の世でも、ゆがみがなかつたのであります。歴史に示されてゐる通り、國に隆替はあつても、大局から見れば常に不動であり、今尙不動であります。しかしこれを一人一人の國民の言行について見れば、何時の時代に於ても正常なものばかりではなかつたのであります。故に

こゝでは主として各個人の教養の如何を述べることに致す次第であります。

一、國民的自覺信念

日本の國体の尊嚴なる事も、皇道の絶對である事も、これは只存在するものでないであります。書物に書いてあるとか、何か史跡に残つてゐるとかといふものではないのであります。各人の腦裡に深く刻まれる意義的なものであります。抽象的な存在でないといふのは此の事をいふのであります。北畠親房が陣中にあつて何等参考する事もなくして、神皇正統記を著したのは、親房の日本人としての自覺と信念から生ずる所以であります。何等知る處がなければ感銘もなく、又責任も生じないのであります。

吾々は我が皇國の道を進む所以をそれ〴〵に歴史を通して感得する事によつてのみ生ずるものである事を忘れてはならぬのであります。ことに目下地球上全く戦争で日を夜に過ぎ夜を日をついでゐます。昔戰國時代といふ時代がありました。今日は世界戦争時代であります。しかし忘れてならぬ事は戊申詔書に

國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ランコトヲ期ス

と仰せられてゐるのであります。列國と共に平和に幸福に生活して行くのが理想であります。支那事變も勃發當時現地の解決を目あてに、交渉したのでありますが容れられず、不擴大方針も遂に彼等の認むる所とならずして支那全土に及ぶ大事變となつたのであります。しかして日本は支那の領土に野心のない事を聲明し、北支を始めとして地方政權の樹立に援助し、遂に昭和十五年三月支那中央政權の誕生を見るに至つた事も、内に國力を充實し外に八紘一宇の精神を顯現したのであります。この宏大無邊なる我が國の肇國精神を一人一人が覺らなかつたならば、將來新東亞の問題を口にする日本人とはならぬのであります。

すべての事象は國体から割出されて來るのであつて、指導精神はこゝに源を發すべきであります。生活原理はこゝに求むべきであると信するのであります。役人がするのではなく、軍人がするのでもなく、學者がするのでもないのであります。日本人の血を享けた者の皆感得實行すべきものであります。

二、廣く大きな氣持ち

廣く大きな氣持ちと言ふと、特に滿洲人支那人に對して持たねばならぬ氣持ちの様に思はれます。東亞の盟主日本、主演者たる日本人は全く廣く大きな氣持ちでなければならぬと感じます。この時に日本人は島國根性を捨ててべきであります。短慮なガリ／＼の氣性を改むる様に心掛くべきです。まして個人的な利得を基調とした行動は廢すべきだと思ふのであります。

本當に日本國の精神を顯現するのは、一人と一人の事であり、日本人と滿洲人、あつるひは支那人と、手に手をとつて仕事をして行く、其の仕事の上で廣く大きな氣持ち暖い氣持ちで接して貰ひ度いのであります。

彼等の心事を察して見れば同情に堪えないものがあるのであります。五千年の昔に開けたとは申せ、五千年の文化は何等の傳統も、繼續もないのであります。政權の移動する事三十度、近世に於ては外國から壓迫され搾取されてゐるのであります。その生活に於きましてあらゆる苦痛とあらゆる迫害とを受けつゝ、慟哭し怨嗟の聲をあげつゝ、然しながらそれ等に負けずに生活を續けて來た、あはれな民族である事を見落してはならぬと思ふの

であります。

上に皇恩を感じず、人に友情を知らず、只々脚下の黒土を相手に生き抜いて来た彼等であります。支那の民謡に「政權の何れにあるは吾等の關せざる所、日の出に働きを始め、日の入りに終る」といふ意味のものを見ても、支那人の性格を表現してゐると思ふのであります。

滿洲國は日本と一徳一心一体の國で、兩國民はこの精神を以て、決して差別的であつてはならぬ事は勿論であります。親心をもつて接し渡滿して一攫千金を夢みたり、戰勝國的な優越感を満足せしめたりしてはならぬのであります。

支那人に對しても滿洲人に對すると同じ事ではありますが、大陸支那、世界的市場支那、歐米の殖民的支那から、東洋の支那、支那の支那に還元させるのには、時間的に精神的に物質的になか／＼容易の事では出来なと思ふのであります、たしかに長期建設であります「廣く大きな氣持ちとは」味はうべき言であります。

今後吾等は蔣政權によつて毒せられた思想を是正し文化的に恵まれなかつたものを與へ

歐米に依存しなくても、幸福な生活が出来るといふ事を覺らせる必要があります。尊敬する事が尊敬を受ける事でもあります。支那人は日清戦争以來日本に對して好感を持つてゐないのであります、それに歐米の諸國が日支の離間策を講じた關係上、短日月では融合しきれない處があると思ふのであります。滿洲國建國以降に於ては排日教育なるものが非常に徹底的に行はれた關係上、彼の青少年も、日本人に對する感情といふものは、發動的な日本人より受動的な支那人の方に、ひがみがあるだけに困難な問題であります。それに英國人を尊敬する事は吾々の豫想以上だつたのであります。今後の英國人に對しては如何なる態度であるかは未知數であります、しからば英國人は如何にして支那人と手を結んだかは、たとへ英國人が偽善的であり、欺瞞的であつても、支那人を尊敬した形に於て、あります、交際に於て又慈善事業に於て、宗教に於て經濟上に於て、支那人から見れば英國人はたしかに大國民であつたであらう。

天津・上海・漢口等の國際都市を視察せられた方は誰でも氣の付くことではありますが、公德方面の事であり、列車に乗つても、道路を歩るいても、便所でも日本人はどうも

獨りを慎しまぬ風があるのであります。國內に在りましても氣の付くことでありますが、國際的な都市に参りますと一層この事を恥かしく思はざるを得ないのであります。昔から日本には「旅の恥はかき捨て」といつてゐますが、今日では決してこの恥をかき捨てにして呉れないのであります。國民の品位を計るバロメーターとなるのであります。一舉手一投足が世界人の凝視の的になつてゐる事に思ひを馳せなければならぬ時代であります。

三、見識

見識・識見何れも似た様な言葉でありますが其の人の素質といふものは、學問修養によつて生ずるものでありまして、見識を通して其の個人を評價するのであります。又他國人に對しては一人の國民の評價が全國民の評價に及ぶ事もあるのであります。

知識技術は日進月歩のものでありまして、これを怠る時は直ちに文化に遅れ、廢頽國民となるのであります、五箇條の御誓文に

知識ヲ世界ニ求め大ニ皇基ヲ振起スベシ

と御訓へになつてゐます、知識を求める事は見識を立てる上に於て必要であり、皇基を

振起するためであつて、他に目的はないのであります。和魂漢才といつたが、現代は和魂歐米才であるべきであります。如何に日本人は模倣性が強いからといふて、歐米の個人主義や自由主義や共產主義の悪夢まで見るの必要はないのであります、取捨の權は當方にあるのであります、又日本人が取るも取らぬも日本の尺度に合はせてなすべきであります、かゝる批判力は皆持たねばならぬのであります。

さりとて又外國の物といへば一も二もなく食はず嫌ひをする事も間違つてゐる事であり、ます。ある人が左翼なりといへばあくまで右翼なりと稱し、敢へて容れないのも大國民の襟度ではないと言へるのであります。

更に我に主張すべきもののある時は國の内外を問はず堂々と提言して眞意を明かにすべき勇氣を持たねばならぬのであります。

第四節 統一的發展

學校教育は教授・訓練・養護の三方面に分ける事が出來ますが、分ける目的は計劃を便

にするため、決して孤立を意味するものでないのであります。何時かこの方便が習はしとなつて、相對立せしめ、知育・徳育・体育が分離される様になつたので、國民學校はこのことを強く誠しめてゐるのであります。

統一される姿を考へて見るのに二つの形があります。

一、統合であります。統合といふのは教育の態度をいつてゐるもので、目的に對して如何様であるべきかといふのであります。教育の目的は國民的人格の發展と定められてゐますから、この目的に對して教授が如何に扱はれて行けばよいか、訓練・養護が如何様に扱はれて行かなければならぬかといふのであります。

知識を授けるのは何のためであるか、從來ははつきりしてゐなかつたのであります。國民的人格の向上のために、知識が必要であり、訓練が必要であり、又養護が必要であるのであります。

國家から見れば、國民に明確なる知育を施して文化文明を理解し、創造して行く必要があり、徳育によつて國民の品位を向上させ、四海同胞の調和せる姿をあらはさせ、体育に

よつて國民の健康度を高めて行くのであります。つまり國民を強く・正しく・そして美しい國家人を造り上げ様といふ意圖であります。教育をしたために何時か規範を脱して、個人主義、利己主義から共產主義にまで迷ひ込む様では國家教育の目的に反するものであります。

個人的立場に於いては、國民の一人一人が皇國の道に則つて、各自の進むべき方向としては、知識も禮節も健康も必要なことになるのであります。これらの修道が如何にあらはれて來るかが、國民各自の立場といふものを決定するのであります。即ち本分といふものが定つて來るのであります。でありますから國民として國家の理念に違背が出來ない筈であります。

二、連絡であります。連絡といふのは教授でも訓練でも養護でも、共通な点あるひは同類のものから、成立つてゐるのであります。

例へば修身科に於て健康の必要なる所以を知らしめ、規律ある生活を実践させ、活潑なる体育運動を行はせるといふ事は教授・訓練・養護を一系統に連繼させてゐるので、この

事によつて其の特質が發揮されると同時に、一層高度の教育が行はれるのであります。教へることは教へる事で終り、實行する事は機械的に動いてゐては、分離であり孤立であつて其の効果が少いのであります。

三、教科外の祝祭儀式・學校行事作業等も教科と併せて一体とする事でありませう。家に家風がある様に國にも國風即國柄があります。

祝祭儀式は元より國家的記念日等は國民にとつて意義深きものであります、從來はかゝる重大な意義のあるものにも拘らず、旗日と稱して遊び暮らす風も見えたのであります。事變勃發以後は國をあげて、國家意識が昂り其の數を減じて來ました。教育上に於ては特に大事な機會であります。學校行事は校風樹立の上に關係深いもので、同じ名稱の同じ程度の學校でも、各々特色を持つ所以であります、醇化された校風の中に在つて、兒童が教育される事は個人的によいばかりでなく、學校に對する敬慕の念と母校の名譽の發祥する處であります。學校行事の兒童に及ぼす影響は、實に重大なものであります。學校行事は職員兒童小使、保護者に於て行はれるのであります、協調協力の美はしい姿に於て、行

事の遂行される事は社會の縮少否實社會の一場面でありまして、教育上特に注意を拂はなければならぬものであり、家庭人もそれに心からなる協力を必要とするのであります。學校は只單に學問を教へる所といふ考へ方は、既に古いのであります。作業は種々ありますが、美化作業勤勞作業・奉仕等、何れも人格的な修道であります。美化作業即掃除は、衛生上も害があるし、時間も無駄になるから参加させない様にといふ事を申し出る父兄が屢々あります。勤勞作業、農場あるひは花壇などの耕作をいふのでありますが、かゝる作業に對しても「お前は百姓になるのではないでせう」などと放言した母も一人や二人ではあります。

自分の居る部屋を清潔にし、整頓したその後の氣分、自ら種子を下し、日に日に水をやり、雑草をとつて育てた花に對す愛着は買ひとつたそれとは、全く別個な感興をわきたゞせるのであります。継続的な努力、自然の妙境は人格向上に如何程重大な關係があるかは、論を要せない事でありませう。

第五節 具體化實際化

教育の必要は國家から見ても、個人的立場から考へても、必要かくべからざるものを握つて、それに追従すべきものでありますが、時代の風潮によつて、時には學者の糟糠をなめ、時には民衆の好奇に乗じて、理想教育、自由教育、實學的教育と教育史を賑はしてゐるのであります。

明治末葉からは殊に抽象的な學問が流行し概念の遊戯をなし、頭腦的な人間を尊敬する習慣を形成したのであります。教科に於ても數學とか英語が出来れば人種でも違つてゐるかの様に評價し、又自負もしたのであります。これ等の學問もある特定の人には必要であつたでありませう、役にも立つたのでありませうが、先づ九割九分までは徒勞に終つて居るといふて過言ではないでせう。

主知教育の弊はこゝから誕生して、無意義なる競争となり、徳性は衰へ、体位は下向して見るも憐れな情況となつたのであります。しかしして知は知を呼び、新説異説を歓迎して世界のあらゆる説を輸入し、國体と相入れないものまでも許容する事になつたのであります。

國民學校は教育を國民の生活に即せしめ、具体的實際的ならしむべく指針してゐます。誠に平凡であります、誠に常識的であります。この平凡と常識とさへ時には見失ふ事があるのを今さらの如く深く感ずる次第であります、世の指導者の責任の重大なる事を附け加へて置きます。

一、具体的といふ事は、抽象的に對して言はれる事で、本を読ませたり話を聞かせたりする時に、事物の實象を明確にするために、繪畫によるか、統計表によるか、模型によるかして、事實に近い範圍にまで教授が深められて行くことをいふのであります。勿論實物を得らるゝ場合は、實物によつて觀察し推理し判断させべきであります。天体氣象等に關するもの、地理歴史的なものなどに於ては、如何にしても實物によつて指導する事は出来ぬのであります。具体化の程度に止るのであります。具体的な教育を行ふ事は指導者が抽象的な教科書あるひは説話を、事物によつて教へるのでありますから、兒童は抽象から具体化する作用を何時とはなしに覺えるのであります。又一方に於ては具体化されたものを抽象して、系統をたてる事、つまり分析し統合して明確な知識を得る事になるのであります。

す。學問は抽象された、本當のエキスの様なものでありますが、これを具体化することによつて、實際生活にまで擴大されるのであります。同時に日常生活に於て個々の経験を彙類し統括して、既知の概念に結合し對照して、新らしき精神内容とする、これが進歩の姿であります。「論語讀みの論語知らず」とは具体化されない概念の取次ぎに終つた學問を諷刺した事であり、しかし論語讀みは昔に限つた事ではなく、今日でも相當の數はある様に思はれてなりません。

二、實際的といふ事、具体的より尙一層深められ、廣めた意味の教育であります。専門的な教育に於ても實地に實際にといふ事は大事な要件であります。兒童にとりましては心理的な意味に於ても、身体的な方面からいつても、生活情態から見ても出來得る限り實際化さなければ効果があらないのであります。

何んとなれば兒童の行動は、理論によつて發動する場合は僅少でありますから、話で教へた事は話で覚えてゐる。覺えた事は時日がたてば忘れる、忘れてしまつては教はらぬのと同じ事になる、骨折損といふ結果になるのであります。

齒を磨く事は口腔衛生上大事なものであるから、實際に齒刷牙子に齒磨粉をつけて、齒刷牙子の動かし方を示して嗽をさせて教へれば其の後の氣分の善い事を知つて、だん／＼に實行して習慣になるのであります。修身のお話は眞面目に聞いてゐればそれでよいといふのではないのです。

牛乳と乳牛とは文字で書けば牛といふ字と乳といふ字と二つ組合つてゐて上下になつてゐるだけの事であり、ところが牛乳は牝牛から搾りつた飲む乳であり、乳牛は乳を搾る牛といふ動物であります。實際にこの關係を實物によつて觀せたなら、明瞭に知る事が出來るのであります。

特に理科教授や地理教授に關するものには、實際化して教へなければならぬものが多いのであります。學校でも實際化す様にそれ／＼設備してありますが、家庭に於ても注意すれば、實物による教育が出來るのであります。兒童は事物について、これは何ですかそれからそれからと探索する本能を持つてゐます。大抵父兄はうるさがつて、しつこい子だなどと叱りつけてしまふ。自然は良師なりといひますが、兒童にとつては、萬象之れ皆疑問であ

ります。知識・教訓によつて生ずる所は疑問であります。ニュートン以前にも林檎は木から地面に落ちてゐたでせう、ワットの生れぬ前から蒸氣は鐵瓶の蓋をはね上げたであります。何故にニュートンが萬有引力を發見し、ワットが蒸氣機關を發明したであります。日本の科學が歐米に比較して充分でないといふ事が、本當の事であるとすれば日本の教育が實物による教育が徹底してゐないといふ事になると思ふのであります。

また實際的な教育といふものは、聞くこと、見ること、觸れることによつて、物事を立体的に知覺し、物の見方を多方面にするといふ得難き經驗をするのであります。變化により興味もわき知らずくの中に意志的になり繼續せられ、學究的な態度が養成せられるのであります。實踐教育の尊いことはこれによるのであります。

次は實際實地の教育は兒童の「勘」の教育をするのであります。直觀力といひ、靈感といふ勘のよい事は日本人の特質の一つであります。旭日昇天の勢を國家の隆昌に譬へ、富士山に尊嚴を感じ、松ふく風を優雅な音樂と聞く。従つて比喻に於ても燒野のきゞす、夜の鶴と子を思ふ親心を表してあます所なく、親まさりの竹の子などいへば、親にもまさる立派

な子となつて家名をあげよとの訓へとしてゐるのであります。

あらゆる方面にこの「勘」の教育を施さねばならぬと思ふのであります。

第六節 自發學習の樹立

學習といふ事はある目的のために、意識的に、知識・技能を磨く繼續的な努力であります。先づ學習は發動的な兒童の性行を考へなければならぬのであります。

一、選擇的である事。日常生活には多種多様な事象が目前にひろがつて來るのであります。その中にあつて必要な事についてのみ注意が起り、反應するものであります。最も直接的なものは生命に關するものであります。之れは主として本能の支配する處であります。が、何回か繰り返す事によつて知的になり、未然に防ぐ事が出来る様になるのであります。これは選擇的反覆を記憶した事によるものであります。

二、統一作用が起る事。複雑な刺戟に對して、幾度か印象が繰り返りかへされ知覺され、記憶される事が交互に繰り返へされる時は、相互に結合統一されて一定の能力となるのであ

ります。「習ふより慣れろ」といふ事はこの事を言つてゐるのであります。

三、分析作用が起る。複雑なる刺戟の印象が結合されて行くと反對に、複雑多岐なるものを分析し、要素化して其の中特に重要なものを見分けて、これに對して學習を進めるもので、心理作用の高度のものであり、學習としても進んだものであります。

四、能動作用、生活意識は常に内からの精神作用が發動的なものとなつてゐます。衝動といつても、本能といつても又注意の集中といつても、心理作用には異つた點があります。皆能動的なものであります。でありますから學習といへばみな自發的な學習であるわけであり、特に自發學習と命をうつたことについては、大いに理由があるのであります。従來の知的偏重、詰め込み主義教育を排して、兒童の個性を調査して、活き活きとした態度で學習させる必要を強張したのであります。無理矢理勉強しろ、物を覺えるでは兒童は學習どころか、反感を持つて増々學習をいやがるのであります。そこで次に起る問題は、學習の方法であります。

一、模倣であります、模倣にも程度があつて、物真似の時代があります、之れは目的が

未だ定らず、學習意識が發達しない時代に起るのであります。次第に長じて目的及意識が發達して、獨立して行ふ様になります、目的實現のためには外部から指導を加へて、目的に達する様にするのであります。模倣作用は最も原始的な作用であります、學習の根底をなすもので、終生これが影響するのであります。

そこで模倣は直感が大事なものとなるのであります。日本人は模倣的だといはれますが、勵がよい民族であるといふ證據であり、決して恥づべき事でないのであります。

二、創造的學習に及ぶのであります、創造的な學習に三種ありまして、一は試行錯誤的な方法であります、兒童が獨力で目的を達成するに當つて、種々なる方法を試み、右にし左にし、上にし下にして、遂に目的に到達する方法であります。従つて迂遠な方法であり且つは學習經濟上から見て、甚だ能率の上がない方法であります、兒童にとつては發見者・發明者のな優越感が伴つて一層の自發學習を促進するのであります。今日の文明の基礎はかかる方法をたどつて世に現はれて來たものである事を考へると、一度はこの方法を採用する必要があると思ひます、大人が側で見てゐて、誠にちれつたく思ふのであります。



それはあまりに性急なやり方で、教育上注意すべき事ではありません。

次は獨創がありますが、これは過去の経験を基礎とし、計劃的に思考の正しき道によつて獨自の立場に於て自由に思索し、判斷して目的を達成するものであります。

學習は獨創的な處まで進まなければ、本當の意義がないのであります、機械的な記憶、臘を嚼むが如き知識、強制的な技能の收得等は皆受動的なもので、人間を生字引的なものか、機械的なものとして、眞に生命あるものとしての扱ひではないのであります。

こゝに於て兒童に自發學習をなさしめんとするには、よき模範と計劃ある指導が必要であります、家庭にあつて父母が、一頁も書物も讀まず、新聞さへもろくく見ない様では模範が示されないこととなります。家のお母さんは私の顔が見えると勉強せい勉強せいと口癖の様に言ひますと綴り方に書いた子供がりました、お父さんは新聞を見る時は何時でも座敷に腹匍ひになるのを見た子供は、新聞は腹匍ひになつて見るものだと思つてお父さんの眞似をする時は、新聞を持つて行つて座敷の眞中に腹匍ひになつたといふ話もあります。

宿題を出して呉れと受持教師にねだる事をしないで、國民學校の教科書は廉價なものでありますから、一通揃へて置いて、暇を作つてどんな事を學校で習つてゐるか位は心得て置き、もしわからぬ事があつたら相手になつてやる用意がなければ、よい教育は出來ないのであります。學校に呼ばれて注意されてからでは既に遅蒔きであります。家庭教師の事は家庭教育の處で述べますが、もつとく眞劍に兒童の學習を意義あらしめたいのであります。自發學習は學校卒業後に於ては、修養といふ事になるのであります、日本人は學校に居る間はよく勉強し、成績もよいが社會に出てからは一向に勉強しないといはれてゐます、たまに本を見れば小説とか、毒にも藥にもならぬ様な雑誌などを讀んでゐるといふ有様では今後の日本人としては、恥づべき事であると思ふのであります。

學生にも一夜漬けの点取虫主義の學習を矯めさせて、眞の學習態度の樹立に、再發足なさせなければなりません。

三、自學主義の排撃

兒童は神の子であると見なし、他からかれこれを壓迫したり、束縛すべきものではない

といふ主張から、自由な立場に於て教育せらるべきであるとなし、極度に兒童の生活を重んじ、兒童の世紀など、稱した事もありました。この主義による教育の方法を見ると、兒童の欲求が中心となるのでありますから、兒童が學習し度くないといへば、教授は成立たぬ事になるのであります、豫定とか計劃といふ事は許されない事になりますから、氣分といふものに支配されて、教育に系統もなく、且つ進歩といふものが認められないのであります。一生懸命にやつた事は、神聖なものとして、他の批評批判訂正が出来ないといふ、個人の自由活動から眺めた教育に終始したのであります。即ち主觀的であつて客觀を度外視した方法でありますから、妥當性にとぼしく従つて價値のないものであります、あやまれる自學主義はこの際排撃して、必要の限りは教へ、能ふ限りは學ばしむべきであります。

第七節 國防教育

平和は萬人の望むところ、各國の願ふところではありますが、世界はじまつて以來、國の興亡常なきは歴史の教ふる所であります、國の興亡は國內の情勢にも原因するのであります

すが、他國の侵略によつて決するのであります。歴史の變遷は幾多の事象に變化を與へてゐますが、其の中最も大なるものは戦争の結果であるといふ事が出來ます。

蒙古來に於いても、日清・日露の兩役にあつても、如何に正義を主張しても、我れに武力がなかつたならば、如何なる結果を生んだ事でありませう。蒙古の敗退によつて蒙古は亡び日清戦争によつて清朝は倒れ、日露戦争によつて露國東漸をはばんだのはあまりにも明瞭な事實であります。

今次支那事變の起つた事も、蔣政權の排日容共政策が如何に非人道的であり、非興亞的であつても我が國に、これを膺懲するだけの武力がなかつたならば、其の迷夢をさまし且つは東洋の東洋たらしむる事が出來ぬのであります。

又第二次歐洲戦争に於ける白蘭作戦に於ても、マチノ線突破も、新鋭なる獨逸の器械化部隊の偉力に壓倒されました、之れと同時に條約のみを頼みにして國防の無い國の弱さといふものを見せつけられたのであります。

支那事變は何時片付くか、時期については何人も斷言が出来ない事でありませう、しか

し日本は東亞に新らしき秩序を立て、東洋の東洋たらしめるまでは、何年でも何十年でも戦はなければならぬものであります。

歐洲戦争に於て獨逸が戰勝國となつても、はた又英佛が恢復して勝利を得たにしても、日本にはさほど影響がないと見るべきでありませう。

我が國の最も關心をもつべきものは西に共產國のソビエト聯邦と、太平洋をへだてて、米國の二大強國のある事を忘れてはならぬと思ふのであります。昔の諺に「敵國なき國は亡ぶ」と言つたのであります。現在は何れが敵國であるか、今日を以て明日を計る事の出来ない世界情勢に於ては、國防なき國は獨立國たる事は出来ないであります。

平時に於てもこの心掛けがなければならぬのであります。まして聖戰下に於ては層一層國防の教育が肝要の事と信じて止まぬ次第であります。

國民精神總動員！國家總力戰の体制に於ては軍部は勿論政治も外交も經濟も、戦争の目的完遂に邁進しなければなりません。教育も國策に沿ふて國防教育でなければならぬのであります。

五月廿三日英國々會は僅か二時間半の會議に於て全英國を戰時体制とし、戰時利得税十割を議決したとの報を耳にしたのであります。あの自由を尊ぶ英國人、個人の利欲の満足のために領土殖民地よりあくなき搾取、狡猾なる外交とが遂に崩壊したのであります。

我が國は聖戰すでに四年、皇軍の武威により、本國に一發の彈丸さへ受けて居ません、海を巡らせる天恵によつて安泰な生活を續けられてゐるのであります。それがために恩恵を顧みず、思想的には自由主義的な、そして資本主義的な者、やゝ物質の統制せらるゝや忽ち苦痛を訴へ買ひ占め、賣りおしみ、暗取引など公々然として行はれる様な有様であり、景氣のよい軍需關係會社工場人は、金品の濫費をなし風潮を害し、享樂にふけつて勞働力の能率を低下せしむる等、實に寒心すべき状態であります。國民訓練の重大使命を帯びた防空訓練實施に當つても、これに協力せず厄介もの扱ひにし、毎月只一回の興亞奉公日に際しても、有識者間に於てさへこれが實行を怠り、世の指彈をうけるなどあげて數ふべくもないのであります。まして賣國奴は論するまでもない事であります。國民精神總動員運動

が、不徹底だといふので、幾度改組しても國民に反省と協力の熱意がなければ、實効はあらぬのであります。

しかしこゝで吾々は失望してはならぬ時であります。日本の東亞に於ける使命達成のためには、あくまで戦はねばならず、勝たねばならぬのであります。必勝の信念を以て戦ひぬくのであります。その實踐を次代の國民に對する模範とし教訓として實行しなければならぬ義務があるのであります。

歐洲戦争によつて明かなる通り、國家總力戦体制に於て、武器に於て、戦術に於てまた、急激な進歩を見る事でありませう。それを考へこれを思ふ時に、一刻も安閑としてゐられない事を痛感するのであります。

第八節 家庭教育の重視

先づ家庭といふ事について述べる事にいたしませう。我が國の家庭は家族制度の發展擴充によつて發達した國である事は既に述べた通りであります。家庭の状態を詳細に検討し

ますと、一には生物的な見方で夫婦、親子、兄弟が極めて短い間、家庭の如き状態を以て生活してゐるのであります。そしてやがて相離散して生存して行くのであります。之れは種族本能の一時的の集合で、意志でもなく、勿論目的を意識しても居ない、最も原始的な低級なものであります。次は猿猴類の如くに一夫一婦の關係が結ばれ、仔を育て其の一族のものを率ゐて群集生活をする様になるのであります。これは仔を育てるためには是非共協力して、同一行動に於て他種族から害せられない様にしなければならぬ必要があるからであります。仔に對する愛情を中心としてかゝる進化を見るのであります。

吾々の社會に於ては、生活様式に於て分業化した結果、家庭は只單に子を育てるといふ事ばかりでなく、男は外に出て働き、女は内に居て働くといふ様な必要から家庭生活が始まつて來るのであります。でありますから家庭生活といふものは人間生活の根城でありまして、家庭生活の堅實であるか否か、直ちに國家の盛衰に重大な關係を有つ事になるのであります。それでありますから家庭生活といふものは、人間生活の上に於て、最も基本的であり、自然的であり、又様式が複雑であります。特に日本の如く祖先崇拜の國に於き

ましては、三代主義即ち祖父母・父母・子供が家庭の單位であり、これが美点でもあつたのであります。最近西洋思想にかぶれて、日本古來の家庭生活をのがれアパート生活の如き單純な生活に馳せつゝある事は、誠に残念な現象といはねばなりません。

家庭の起りから申しまして、子孫を育てる事を以て中心としなければならぬのであります。家庭教育の必要の起つて来る所以であります。

家庭教育は時期に於て二つに考へられるのであります。一つは學校に通はぬ以前の家庭教育で、一つは子供が通學する様になつてからの家庭教育であります。この二つは別々に行はれるものではなく、一貫した教育ではありませんが、通學以前は全部の教育を家庭で行はなければならぬのでありますし、通學後は學校と家庭に於に、各々分擔し相聯絡して教育を進めなければならぬといふ必要があるのであります。この度の國民學校制の實施に當りまして、家庭教育を重視してゐるのは、子供の生活時間に於ても、環境から言つても又教育する方法内容に於ても、家庭に於て教育されなければならぬものが澤山あるのであります。學校に任せて置けば成人するといふ考へ方は間違つてゐるので、學校のみでは手

の届かぬ場面があり、どうしても家庭の力と手をかりなければならぬのであります。學校は教育を専門に取扱ふ所でありませんが、本當から言へば學校の起原から申しても世の文化が發達し、家庭教育では充分でないから、學校に教育を依頼するといふ形であつたのですから、家庭教育が主で學校教育が副であるべきでありませう、家庭教育で出来ない處を學校教育で補ふといふ様に考へてもよいのであります。國家教育の立場から申せば法律制度によつて學校教育が行はれてゐますから、學校教育が主で家庭教育が副であります。發生的に言ふならばやつぱり家庭が主であつて學校が副となるのであります。この意味に於きまして家庭教育はこゝで改められなければならぬと思ふのであります。家庭教育の特徴をあげれば

一は發生的であります。したがつて偶發的であります。學校教育は一定の目的の下に、計劃的に行はれるものであります。通學期間も六年乃至八年と定め、一ケ年間の教育豫定を定め、教室も時間割も前以て定めて置いて、それによつて教育が進められて行くのであります。一年早く通學させて貰ひ度いといつても出来ない相談であり、教へて貰つたこ

と柄がわからぬからもう一度教へて貰ひ度い、と言つても容易に出来ない、学校の計劃にあてはまらぬものは一々除外されるのが普通であります。家庭に於てはかゝる計劃はないのであるし、生れた時から育てゝゐる關係上、常に教へる事が其の時々についた事象について、きはめて自然的に導いてゐるのであります。

二は學校に於ては子供の扱ひが團体的であります、個人を度外視するものではありませんが、團体の一人としての一人であつて、一人を見る見方が常に比較的であります、したがつて學校生活といふものは、競争意識が盛んで、負けない様にといふ努力が低流をなしてゐるのであります、うるはしい友情も團体生活に生れますが、一方ひがみといふものも起るのであります。家庭に於ける情況と、學校に於ける情況とが異なる子供が往々にしてあるのは、原因がこゝにあるのであります。

三は學校教育は分科的であります、勉強・運動・作業・遠足等特定の日時と場所とがあります。學問にも修身あり讀方あり圖畫あり裁縫ありで、其の一科の進み方も順を追ふて極めて分明なものであります。國民學校制は從來の分科的なる取扱をなるべく統合、聯絡

する様に注意してはゐますが、それでも渾然としたものとはなり切らないのであります。家庭に於て夕食の時に子供の時間の放送があつたとします、食事のお作法と同時に放送を鑑賞する事も出来、それからそれへと話題が轉じて花の咲くのであります、家庭團樂のうるはしい姿が轉廻するのであります。

四は理論的な學校教育と實際的な家庭教育の問題であります。教育は實際的でなければならぬ「行」でなければならぬと叫ばれてゐるのは最早古い事であります。「行」の教育上必要缺くべからざるものである事は議論の餘地がないのであります、學校では残念ながらそれが充分に出来ない實情にあるのであります、それは家庭に於て是非實施して貰ひ度い事であり、家庭生活の實際から考へて見ると子供の年齢体格から相當に實行出来るものが澤山あるのであります、寢具の上げ下し、神佛の禮拜、掃除、靴みがき、お使ひ來客の扱ひ、洗濯、草取、散水等の日常生活に繰り返へされるもの、病氣にかゝつた時あるひは看護、法事、慶事、公祝儀等に關する心得及これ等に對する教訓を、實際生活の上

に於て、教育的資料として教へる事が出来るのであります。

學問が出来るとか、よい生徒とかいふのは、學校で教へられた事を單に記憶してゐるばかりではいけないのであります。よく宿題を出して呉れといふ父兄がありますが、特定の宿題も意味のある事でありませんが、家庭に於ても實際的方面に工夫をこらし、將來社會人として家庭人として、まめな人間否体得して本當に身についた修養を持つた人間に仕上げて行かなければならぬと思ふのであります。ことに夏季休暇、年末年始の休暇の利用については、家庭に於いても大いに工夫構案あるべきだと思ふのであります。

五は學校教育は普通一般である事です。普通一般といふのは、誰でも出来る誰も心掛けてゐなければならぬといふ事でありまして。誰にも出来る、誰にも必要だといふ事は逆に誰にも通じないといふ事實にぶつかる事も相當にあるものです。それは兒童の境遇が、それ／＼異つて居り、家庭の職業と各人の望みもちがつてゐる事から起るのであります。同じ日本人といつても、都會あり農村あり漁村ありであります。長男あり、次男あり男あり、女ありであります。境遇と個性と將來の目的によつて、人皆特殊であります。この點は職業教育に於て述べてありますが、家庭に於てはこの點も充分心得られて、學校の普

遍的な扱ひに特殊的な方面を考慮して、其の處を得させる様に用意がなくてはならぬのであります。

六は教育擔當者の事でありまして、學校の教師が兒童に接するのに第一に愛情と公平を以て臨むのであります。即ちこの愛情は理性愛であります。心から湧いて來る純情そのまゝ、を兒童に捧げる事は到底不可能な事でありまして、何んとなれば數多くの兒童でありますから公平を缺くことになるからであります。公平ならぬ扱ひは學級といふ團體教育を根底から破壊してしまふのであります。

家庭教育の擔當者たるお母さんが骨肉を分けた子供を愛する母性愛は、絶對的なものであり、無限なものであります。「親馬鹿ちゃんりん」といふ諺があり、仔犢の愛といつて誠しむべき事になつてゐますが、この愛情なくて子供がはたして育つて行きませうか、世には家庭とか兩親の世間休のために、子供に無理を強ひ、あるひは反對に放任してゐる向もある事を見る時に、ひるがへつてもう一度我が子に對する母性愛を蘇らして貰ひ度いと願ふものであります。

次に家庭教師の事ではありますが、學校に於て施される教育は主として知的なものでありますから、兒童によつては學校で教へられただけでは充分理解が出来ない者が生ずるのであります。それで家庭に於てこれが補充をするために、學校教師なりあるひは學生其の他教養のある人に依頼して、放課後又は夜間教授するので、家庭教師の名を以て呼ばれるのであります。特に都會地に於ては中等學校の入學難のために、小學校五六年生は家庭教師を依頼して受験科目の注入をするのであります。

昭和十五年三月文部省は入學試験制度を改正して、内申制としましたので、注入主義の教育の弊をあらためる事は出来たのであります。小學校當時の席次が、入學に關係するので、やはり學力の補充つめ込みが必要で、以前五六年に多かつた家庭教師が、どの學年の兒童にも必要といふ事になつたらしいのであります。この様な事は教育上喜ばしからぬ事であります。本當の家庭教師を依頼するならば、一家こぞつて指導を受けるに足る識見ある人を選ぶべきでありまして、入學準備のため短期間知識の切り賣りか、つめ込みの番兵の様なものを置くことは慎しむべき事であります。

私塾教育についても同じ感を持つのであります。

第九節 行事の修練

國民學校の教育は單に學校でのみ行ふ教育でない事は既に述べた事であります。兒童が現實に生活を續けて行くすべての時と、あらゆる場所に修練があるのであります。生活そのものの中に國民的な修練を必要とするのであります。古來我が國に於ては宮中をはじめ神社、佛閣に於て年中行事として恒例を尊んで嚴格に行はれたのであります。國民もこれに倣つて年中行事を定めて、實踐躬行しこれによつて國民的性格を培つたのであります。歐米の文明の移入によつて自由放縱な生活に流れて、精神の緊張をかき、作法が亂れたのであります。國民學校の教育が日本精神の覺醒を目標としてゐる關係から、行事の修練の重視は當然の事と申さねばならぬのであります。行事の内容を挙げれば

一 國家的行事 祝祭日、陸海軍記念日

二 社會的行事 盂蘭盆會、節分會

- 三 時局的行事 興亞奉公日 事變記念日
- 四 郷土的行事 氏神祭典
- 五 學校行事 學校教育のため行事
- 六 家庭行事 家庭生活の行事

行事の教育的意義は、我が國の祭政一致の美点に發足したもので、行事を行ひながら生活の充實をはかり、次代の子女に實踐方法を教へて來たので、國家の無窮に發展し、一家のますます繁榮する姿となつて來たのであります。

時間的には連続し、空間的には何處に住んでゐても國民的な生活の反覆が行はれて來たのであります。

行事の教育的な價值は、知的のみに偏せず情操及び意志による精神作用のすべての活動によつて行はれ、身体的な所作即ち行的な實踐によるのであります。ことに一個人として行はれる事はなく、多くは多人數の團体的な行動によるもので、其の間に共同生活の意味を悟り、自己の所屬する團体に對する愛着と責任とを自ら覺るのであります。行事の種

類を六項目あげましたが、一つでも家庭生活に關係を有たないものがないのであります。お母様の心して頂き度い点はこゝにあるのです。

行事の主なるもの

入學式 新學年始業式 四月一日

新一年生の待ちに待つた入學の日であります。父兄の膝下を離れてはじめて社會的な団体生活へ出發するのであります。服装、學用品すべてが新しい、櫻の花も咲いてゐる、この感激に満ちた氣持を何時まで持ち續けて行けるか、昭和十六年の新一年生は、國民學校制度の最初の一年生であります。學校長の訓示受持の先生の諸注意等をよく聞くこと、又不明の點があつたらよく指示を受ける様に努めていたゞき度いのであります。

神武天皇祭 四月三日

第一代の神武天皇の崩御の日で、宮中では長くも皇靈殿に於て、御親祭が行はれるのであります。官公衛學校は休業して、國旗を掲げ奉敬の誠を表し奉るのであります。

花まつり 四月八日

お釋迦様の生れた日、推古天皇の十四年に奈良の元興寺で行つたのが起原だといはれてゐます、甘茶を釋迦の立像に灌ぐ法會で、最近に寺院に於て色々趣向をこらして、子供達を樂しませる様にしてゐます。

身体検査 五月中

五月になると身体検査が始まります、學校醫が兒童の健康狀況について検査をなさる外、受持の先生が身長、体重、胸圍、其の他の計量をなさるので、衣服も脱ぎ易いものを用ひ、身体も清潔にして置くこと、衣類、所持品に姓名を記して他人と取りちがひたり、忘れ物をしない様にする用意がいらいます。身体検査の結果は家庭に報告になりますから、検査表をよく見て治療、手當、矯正を要するものは早く行ひ、不明の點は聽き正して置くべきであります。

遠足 五月中

陽氣もよくなり、學校の氣分も落着いて來るので五月の初めから、遠足が始まります。健康に注意して居ないさ折角の遠足に行けぬ事になります。在來の考へでは遠足は遊びであると考へられ、どれ

ほど學校で教へても、家庭の人の氣分が間違つてゐるために、食べ物などはかり澤山持つて來て、本質的の目的を達し得ない場合があります。遠足は實際に生きた學問をするのであり、剛健の氣風を養ふために、學校内では出來ぬ教育を行ふのであります。寫生、採集、詩文等の作品が得られる様に用意する事です。

靖國神社祭 四月三十日、十月二十三日

靖國神社の祭神は國家のために殊勳を樹てられたものの英靈を、天皇陛下のありがたき思召によつてお祭りしてあるのであります。嘉永六年以來の忠臣を合祀して、身分・階級・男女の別なく、盡忠報國の我が同胞の靈を奉祀した靖國神社の祭日であります。しかも今次事變に際しては、心を込めて参拜し、遙拜すべきであります。

端午の節句 五月五日

男の子の節句 武者人形を飾り粽と柏餅を供へ、屋根を菖蒲で葺き、青空に鯉幟を泳がせ、如何にも男性的な色彩を浮かべてゐます。支那に始まつた事ではありますが、起原についてもいろいろの説があります。日本に傳はつて徳川時代には重要な式日となつたのであります。武士道精神涵養のために

は大切な行事であります。

海軍記念日 五月二十七日

明治三十八年五月廿七日に強大なる露國のバルチック艦隊を全滅させた日で、日露戦争に於ては日本の勝利を決定した記念すべき日であります。東洋の日本が世界の日本に生れ變つた日といつてもよいのです。

時の記念日 六月十日

天智天皇の十四年四月一日に（今の六月十日に當る）水時計を以て時刻を計かられて生活の刷新を行はれたのであります。「時は金なり」から「時は生命なり」に進化した今日に於ては、時刻を守り、時間を尊ばなければならぬのであります。

入梅 六月十一、二日頃

日本特有の氣候で濕氣が多くなり、霖雨が續くのであります。田植の好時季、されど衛生上細心の注意を要するのであります。

父兄懇談會 六月中旬

どこの學校でもこの頃になると父兄懇談會が催されます。受持の先生に聞きたい事、又學校に於ける我が子の様子などをよく見まどけて來る必要があります。只漫然と會に臨んではならないのであります。

夏至 六月二十日から二十五日の間

一年中で最も晝の時間の長い時であります。太陽の出入、物の陰などについて實驗的に教へ、又晝の長いのは自然に働く時間の長い事で、徒らに遊んでゐるべきでないことを覺らしめる必要があります。

支那事變記念日 七月七日

此の度の支那事變は昭和十二年七月七日の夜盧溝橋に端を發し、日本の寛大な態度も遂に容れられず、今日の如く擴大したのであります。しかし東亞新秩序建設のためには、如何なる困難を克服しても最後の目的を達する覺悟をもたねばなりません。

七夕 七月七日

支那の傳説で七月七日に天の川を渡つて一年に一度牽牛星（ひこぼし）織女星（たなばた）が會ふので

ありますが、雨が降ると天の川を渡れないといふ、いとも哀れな話であります。児童達にはかやうな事を話す必要もない事であります。女の子の手わざ(裁縫技藝)が上手であつた織女にあやかるの意を汲めばよいのでせう。地方により階級によつて風習がちがう様であります。

孟蘭盆會 七月十三日から十六日まで

釋迦の高弟目蓮が七世の父母のために、百味五菓を供へ十方の衆僧によつて供養したので餓鬼道の苦をのぐるゝ事が出来たといふ事から、佛教の渡來と共に國民的の一大行事となつて、祖先を崇拜する事と家業及び取引なども盆暮までといふ様に生活の目標となつたのであります。墓參寺詣りなど佛の供養を忘れぬ様につきめなければなりません。

蟲 干 七月下旬

梅雨明けに物品の性質により、直接間接に日光に曝らして、かびや虫をよける様にしなければなりません。暑い時の仕事としては難儀なものです。是非やるべきであります。ことに資源愛護の方面から言つて重大なことであります。

明治天皇祭 七月三十日

明治天皇の御聖徳は、國民一般の永久に賛仰して止まぬ處であります。

第二學期始業式 九月一日

長い間の休みに不規則になつてゐた生活を規則的に立て直し、新らしい氣持で秋の好季を迎へるのであります。

大震災記念日 九月一日

關東大震災があつたために、日本は一朝にして三等國に落ちた。しかし舉國一致數年ならずして今日の大東京が出来たのであります。復興に止まらず大いに發展充實したのであります。當時不幸にして亡くなられた人達の靈をなぐさめ、天災について平素の用意に就いて考へなければなりません。

二百十日 九月一、二日

立春の翌日から二百十日目、我が國の最大の厄日で、農家にとつては安危の別れる日であります。内務大臣は各地の模様を奏上申上げる例になつてゐるといふ事を聞いても、如何に國民生活に重大な關係があるかと分るのであります。

秋季皇靈祭 九月廿三、四日

第三章 新教育の重點

秋の彼岸の中日、宮中に於ては御歴代の天皇、皇后、皇妃、皇親の神靈を祭るのであります。民間に於ても寺詣りをするを通例としてゐます。國旗を掲げる事を忘れぬ様にする事。

運動會 十月中旬から十一月上旬まで

この頃は各學校はそれ／＼運動會を行ひます、兒童の楽しみにして待つてゐるものでもあるし、身体を鍛練し、剛毅なる精神の啓培によい機會でありますから、家庭に於ても病氣にかゝらぬ様にし榮養物を與へ休養にも充分すべきであります。競争にあつては勝負にとらはれず、正々堂々と最後までやる様に心の準備をなましむること。

神嘗祭 十月十七日

今年の御初穂を皇太神宮にお供へ申上げる御儀式を申すのであります。つまり我が國土になれるお初穂を遠つ御祖にまします皇太神宮に奉つてこの秋を迎へた御禮を申し上げ、なほ神護を祈らせ給ふのであります。食物は飢えを凌ぐためと考へるのは大變間違つてゐる事であります。國旗を掲げる事

教育勅語漢發記念日 十月三十日

明治天皇は明治二十三年十月三十日に教育に關する勅語を漢發あらせられたのでこの日は一大記念

日であります。教育に關する勅語は歐米文化の移入に伴つて、我が國古來の道を踏み外す者の多かつた時代に日本道德の根源を御明示なされたもので、國体の崇高悠遠と國民の實踐とを昭示せられてゐる經典であります。日本人のみに限らず、博く人類の大道であります。御趣旨を奉戴して、皇恩の萬分の一にも應へ奉る眞摯なる信念を持たせなければならぬのであります。

明治節 十一月三日

皇祖の肇國以來烈聖相繼ぎ給ふたのであります。明治天皇に於かせられては維新の内外の事情極めて複雑多難にして推移の豫測をゆるし難き時にあたられて、克く天業を恢弘遊ばされ、我が國威を八紘に光被せられ、東西古今に其の比ひなき御治績をお示しなされたのであります。眞に不世出の大帝であられたので崇敬追慕措く能はず、明治節創定の義起り、第五十二議會の建議案とならしめ、貴衆兩院滿場一致を以て通過せしめ御裁可を経て、明治天皇の天長節の日十一月三日を以て明治節とし、永遠に報恩の赤誠を捧ぐる日となつたのであります。

七五三の御祝 十一月十五日

子供が初めて袴を着けるお祝ひで、平安朝の中頃から、主に貴族の間に行はれたが、次第に庶民階

級に及び、關東地方は特に盛んであります。我が子の丈夫に生え立ち立身出世する機にと、氏神に祈るのであります。御祝の精神はよいがあまり贅澤な衣服等を着せて見せびらかす様な事は慎しむべきであります。

新嘗祭 十月二十三日

宮中神嘉殿に於て、天皇御親しく、當年のお初穂を皇神にお薦め申し、又御親らも開食し給ひ、群臣にも賜はる御神事であります。夕刻に綾綺殿に出御あらせられ神饌の立行といふ御儀があり、ついで本殿の御座に進ませられ、御手づから皇神に神饌を御供進あらせられ、御告文を奏上し、御直會（白酒・黒酒）を開食しめされるのであります。新嘗祭は此の忽体ない神の恩頼、天地の恵みを教へ、感謝に満ちた生活に導くの心掛けが必要であります。

防火デー 十二月一日

火災季節に這入るので、火の元用心・避難訓練等の必要があるのです。我が國の一ケ年間に烏有に歸す金額は約一億圓に達してゐるのです。物資不足の折柄充分注意すべきであります。防空訓練の上からも大事な國防行事であります。

義士會 十二月十四日

元祿十四年のこの日赤穂浪士が主君の仇討ちをした記念日であります、武士道精神の鼓吹の爲め義士の冥福とを祈るのであります。

終業式 十二月二十四日

第二學期の終業式は、十二月二十五日に行ふべきであります、二十五日は大正天皇祭であり、また一日繰上げるのであります。

成績の善し悪しも成績簿によつて分るわけであり、少々悪くてもガミ／＼言ふべきではありません。冬季の衛生上の用意、年末年始の多忙な時ですから、家事に手傳はず様にする事。

クリスマス 十二月二十五日

キリストの生日として御祝をする。よい子にはサンタクロースが、あなたの好きなプレゼントを置いて行くといふのであります。

年越 十二月三十一日

年越とは一年の終り、除夜のことを言ふので、此の夜は家内打揃ふことが悦びで酒肴を用意し、そ

ば切りを食べて、今年も何事なく送られたことを祝し、また新しく迎へる初春を思ひ浮かべつゝ膳につく事になつてゐる。家内一同が無事に祝ひの著をとる事は、これに越した喜びはないと思ふのであります。

除夜の鐘は十一時半を過ぎると、寺々から撞き出すのでありますが、百七は年中に最後の一点は新年に撞き合せて百八の鐘といふのであります。百八は煩悩の數に事寄せて舊年を送る宣命と新年を迎ふる警策としたのであります。

鐘ついて今年へ下りる男かな

といふ句があります。

四方拜 一月一日

四方拜といふのは、宇多天皇が天地四方の山陵を拜し奉つたのが嚆矢とせられ、次第に皇族、關白大臣から庶民に至るまで、この儀式を行つて新年を迎ふる様になつたのであります。元旦に陛下が親しく御念遊ばす事は私共にそのまゝ遵奉の出来る立派なお手本であります。氏神にお詣りするのは、この意味で尊い實踐であります。

一年のはかりこきは元旦にあり

心すべき事でありませう。

始業式 一月上、中旬

第三學期の始業式は、地方の状況によつて日取がちがひます。新しい年を迎へて、この學期を奮發して勉學しやうといふのであります。時間的には何時までも繼續して行くのであります。年月日と分け、新年といつて新らしい、氣分で新らしい計劃の下に、新らしい發足をさせる事は大變大事なことであります。

節分 二月三・四日

立春の前日ないふのでありまして、寒かつた冬もいよいよ過ぎ去つて、これから次第に暖かになるのであります。

「鬼は外、福は内」と叫びながら、打ち豆をして、一家の幸福を祈り、疫拂ひのために自分の年の數だけ豆を紙に包んで、体中を摩り野外に捨てるのであります。とにかく子供達は喜んで待つてゐるものであります。

紀元節 二月十一日 (建國祭)

紀元節は今を去る二千六百年前に、大和國橿原宮に於て、第一代の神武天皇の御即位の大典を擧げられた日を追憶して定められた節日であります。宮中では長くも御親祭が行はせられ、又群臣の参賀を受けさせ給ふのであります。近頃この日に建國祭の運動が盛んになつて、日本精神の昂揚に努力してゐます。

雛祭 三月三日

上段の一対は内裏様で天皇皇后の雛で、萬民天照大神を尊崇する國民性を現したもので、あとの官女はお仕へ申す雛、五人囃は音曲を以て御祝の意を表はす雛であります。お雛様に供へるものは、すべてやさしい物ばかりで、五色の菱餅、白酒、あられ。色々の道具もある。これ等を丁寧飾りつける事も、家庭作業としてやらせ度いのであります。

地久節 三月六日

國母陛下であらせられる皇后陛下の御誕辰を御祝申し上げ、御高德を仰ぐ意義深き日であります、國旗を掲揚する事。

陸軍記念日 三月十日

明治三十八年のこの日に、奉天に於て日露の總兵力八十五萬が、決戦を行つて我が軍が大勝利をなし、其の武威を世界に示した日を記念するのであります。五月廿七日と共に國民的大行事であります。

春季皇靈祭 三月廿二、二日

秋季皇靈祭と同じ様な御儀式が、宮中に於て取り行はせられるのであります。春の彼岸の中日は學校は休みでありますから、國旗をかゝげ、墓參をして祖先を尊ぶがよいと思ひます。

卒(修)業式 三月廿四、五日

學業を卒へて、新しく社會に門出をする意義ある式であります。本人の喜びは申すまでもない事です。が、父母の喜びでもあります。父たり母たる人は是非参列して式を盛大ならしめ、學校に對しても厚く禮を述べなければなりません。又我が子には師の恩を忘れない事と母校の名譽をあげる様、強き覺悟を持たせなければなりません。

修業生も過ぎし學年の反省と新しい學年を迎ふる用意を考へさせて、年一年と向上發展し立派に修學の目的を果す様に仕向けるのであります。

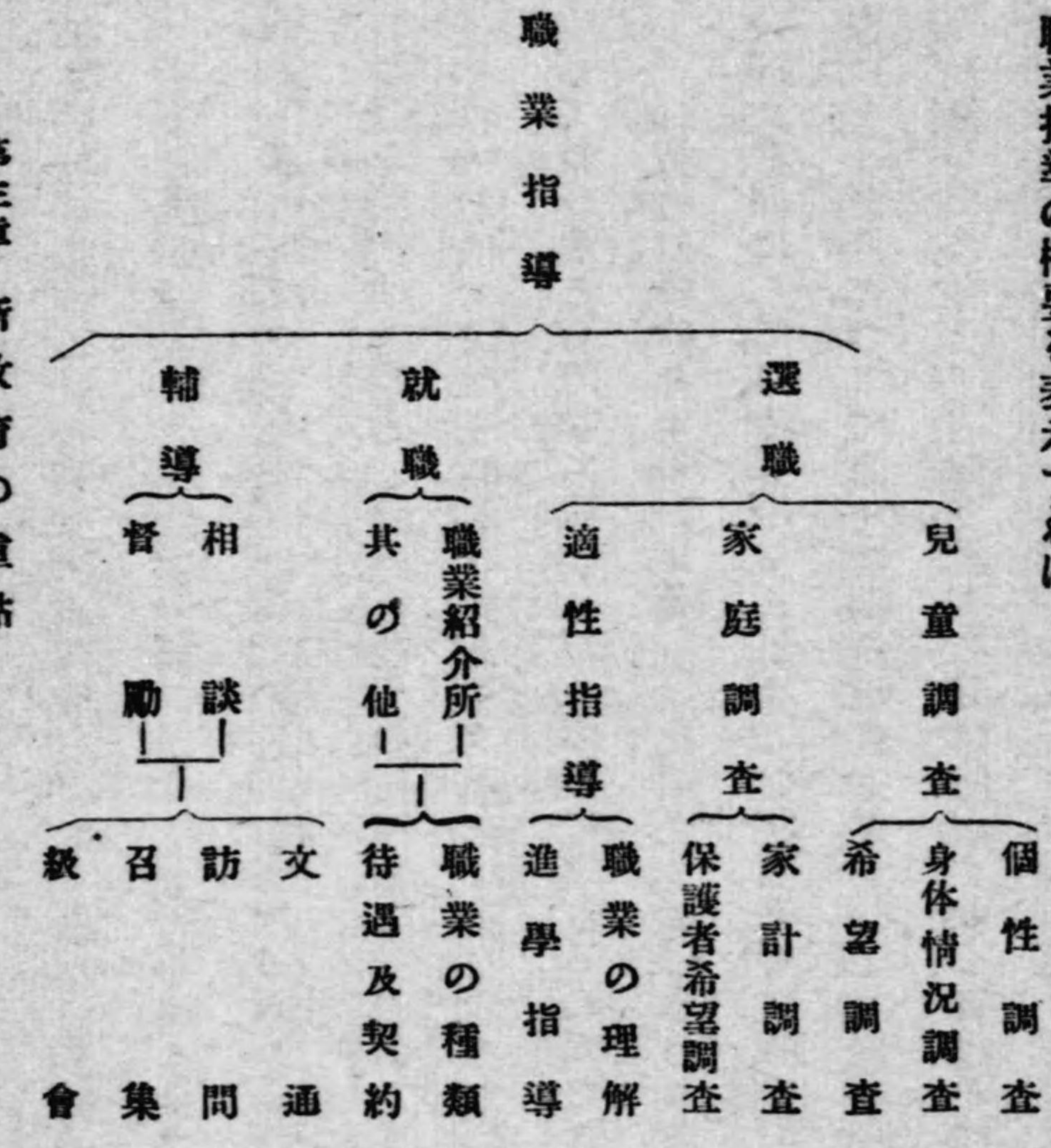
以上は國民的ない般行事であります、郷土的な行事例へば氏神の祭典、山開き、川開き等があり、一家にあつては祖父母の命日、家人の誕生日等があります。又職業的に申せば農家については季節に従つて種々の行事があり、商家についても同じ事であります。出来るだけ教育的に眞面目に行ふ事にしたいのであります。

第十節 職業指導

我が國は家族制度の發達した國柄である關係上、職業は概ね世襲でありました、封建時代の士農工商といふ様に職業が階級的なものとなつてゐました、學校教育が行はれる様になつても、學問と職業とは別個のものであるといふ風でありました、學校に通はせて置けば後で善い人物になると信じてゐたのであります。社會情態は日に月に發展し、複雑なる分化分業となつたのであります、又今後も機能が増々分化されて行き、職業の性質も數も増加して行くであります。如何に分化されても統一されてなければならぬのであります。こゝに職業人の責任があり、一方社會人としては適當の職業を選び、職業を通して國

家社會へ貢獻しなければならぬのであります。新制國民學校に於て職業指導を重視する所はこゝにあるのであります。

職業指導の概要を表示すれば



となります。

一、児童調査

職業指導にあつては先づ本人の個性を調査するのであります。個性調査の方法は一般的な知能を検査する事と、特殊な能力の検査法と二つありますが、一般的な知能検査は類型法・テスト法・観察法等があります。現在は多くテスト法によつてゐます。各小學校で実施してゐますし専門家に依頼しても簡単に出来るのであります。次は身体検査であります。職業的に身体を検査して適不適を調査するのであります。健康診断的な検査とは其の趣きを異にしてゐるものであることに注意を要するのであります。身長なども重工業に従事する者にとつては重大な關係がありますし、色盲の有無によつて判定される職業も澤山あるのであります。個性調査と身体情況より、自己の能力を發見して始めて、自分は如何なる職業を選ぶべきか、判斷出来るのであります。男の子供は皆大將・軍人になるといつた根據のないものにならぬ様にしなければなりません。

二、家庭調査

家庭の調査に於いては家計といふものが重大な關係があります。家庭生活の程度、家族數といふものも調査する必要があります。そして本人の個性・身体情況と本人の希望を考へ合せ、保護者は如何なる職業を選ぶべきかを判斷するのであります。

従來往々にして、放任して本人任せであるといふのもよくない事であつたし、父母が何等の根據もないのに、何々になれといつて無理強ひにして失敗した例も少くないのであります。

三、適性指導

職業指導といふのは職業教育ではないので、つまり將來にどんな職業に就けばよいのかといふ事を前以て教へるのでありますから、したがつて職業に對する知識も理解も指導の上でなければ覺らないのであります。でありますから商業は商業としての特質を教へ、商業の中の又小分類の職業の特徴を教へるのであります。特に工業は實に分化して多種多様でありますから全部に亘つて教へることは、甚だ困難であります。共通点の多いものを纏めて教へる必要があります。職業に就いての指導をなすに當つては常に職業に

職業選擇智能基準表

普通	能 智 上	能 智 上	能 智 上	最 能 上	段 智 能
高等女學校	師範學校	(大學) 專門學校 (中學校) (師範學校)	大學	大學	適當ナル
階 職	技 術 的	技 術 的 職業階級	專 門 的 職業階級	專 門 的 職業階級	職業階級
級 業	業	科醫、宗教家、藥劑師等	記者(新聞雜誌) 醫師、教師(專門學校、中學校、小學校) 支配人、秘書官、行政官、事務員(大商店銀行) 社會事業家、設計家、會計士、高級船員、齒科醫、宗敎家、藥劑師等	法律家、教師(大學專門學校) 技師、政治家、行政官、司法官、軍人、支配人(大商店) 研究發明家、外交官、醫師等	職 業 別
		速記者、教師(小學校)、神官、僧侶、會社員、銀員 賣捌人、店員、鐵道書記、取引所書記、電氣技手、職工長、タイピスト、各種商店主、電信技手、郵便局員、蹄鐵工、電話工作者、在庫品照査者、巡査、保			

最 能 下	能 智 下	能 智	能 智	能 智	能 智
特殊教育	(高等小學校) (補習科) (徒弟學校) 徒弟トナリ 實務ヲ習得	工業學校 高等小學校 實科高等 女學校 徒弟學校	工業學校 高等小學校 實科高等 女學校 徒弟學校	工業學校 高等小學校 實科高等 女學校 徒弟學校	工業學校 高等小學校 實科高等 女學校 徒弟學校
單純ナル 職業階級	未 熟 練 職業階級 半 熟 練 職業階級	熟 練 職 業 階 級 半 熟 練 職業階級	熟 練 職 業 階 級 半 熟 練 職業階級	熟 練 職 業 階 級 半 熟 練 職業階級	熟 練 職 業 階 級 半 熟 練 職業階級
草刈リ、穴掘リ、伐木、荷車後押シ、タドン製造人 掃除夫、石切り、人夫、ピラ配リ等	配達夫、赤帽、農夫、庭師、左官、ペンキ工、洗濯夫、理髮師、髮結ヒ、煉瓦積工、葛職、子守女、漁夫、水夫、日傭人、荷積人、引揚人、機械工、壓延工、運搬工、工場雜役、使了番人、擔夫、下女、下男、車夫、火夫、下駄工、荷造人、馬車曳、鐵夫、屑屋、土方、炭燒人等	婦、看護婦、產婆、機關手、紙締職、統工、パイプ工、洋服屋、帽子製造者、制動手、小賣商人、消防手、技工、鍛工、指物師、大工、運轉手、車掌、寫眞師、音樂師、靴工、倉庫管理人、飛行機製作者、時計工、麵麴焼人、料理人、宿屋ノ番頭、石工、天幕製作者、鞣皮製作者、金屬板工、活字鑄造工、植字工、印刷工、石版製版工、製本工、配達夫、赤帽農夫、園藝家、庭師、ペンキ工、陶工、洗濯夫、理髮師、髮結ヒ、煉瓦積工、裁縫女、鳶職、子守女等	婦、看護婦、產婆、機關手、紙締職、統工、パイプ工、洋服屋、帽子製造者、制動手、小賣商人、消防手、技工、鍛工、指物師、大工、運轉手、車掌、寫眞師、音樂師、靴工、倉庫管理人、飛行機製作者、時計工、麵麴焼人、料理人、宿屋ノ番頭、石工、天幕製作者、鞣皮製作者、金屬板工、活字鑄造工、植字工、印刷工、石版製版工、製本工、配達夫、赤帽農夫、園藝家、庭師、ペンキ工、陶工、洗濯夫、理髮師、髮結ヒ、煉瓦積工、裁縫女、鳶職、子守女等	婦、看護婦、產婆、機關手、紙締職、統工、パイプ工、洋服屋、帽子製造者、制動手、小賣商人、消防手、技工、鍛工、指物師、大工、運轉手、車掌、寫眞師、音樂師、靴工、倉庫管理人、飛行機製作者、時計工、麵麴焼人、料理人、宿屋ノ番頭、石工、天幕製作者、鞣皮製作者、金屬板工、活字鑄造工、植字工、印刷工、石版製版工、製本工、配達夫、赤帽農夫、園藝家、庭師、ペンキ工、陶工、洗濯夫、理髮師、髮結ヒ、煉瓦積工、裁縫女、鳶職、子守女等	婦、看護婦、產婆、機關手、紙締職、統工、パイプ工、洋服屋、帽子製造者、制動手、小賣商人、消防手、技工、鍛工、指物師、大工、運轉手、車掌、寫眞師、音樂師、靴工、倉庫管理人、飛行機製作者、時計工、麵麴焼人、料理人、宿屋ノ番頭、石工、天幕製作者、鞣皮製作者、金屬板工、活字鑄造工、植字工、印刷工、石版製版工、製本工、配達夫、赤帽農夫、園藝家、庭師、ペンキ工、陶工、洗濯夫、理髮師、髮結ヒ、煉瓦積工、裁縫女、鳶職、子守女等

備考 知能指數は「テスト」法に依つて點數が多少差があります

第三章 新教育の重點

貴賤なく皆立派な業であつて、職業を通して國家社會に貢献するものであるといふ信念を持たせる必要があるのであります。只自己のためあるひは金儲けのために働くといふ俗知を授くべきではないのであります。

進學指導といふのは、國民學校初等科あるひは高等科卒業後尙上級の學校に進む者に對して、進むべき方向を教へることをいふのであります。中學校に入學が出来なかつたら商業に、商業もだめならば工業へと轉々として、どれでも入學出来ればよいと考へるのは、將來大きな間違を起す事になるのであります。

ことに上級の學校に進む者にとつては、本人の能力を基礎とし、身体資産といふものを充分考慮しないと、入學はしたが落第して遂にはひがみ、あるひは身体が虚弱なために途中で止むなく學を廢する事などがあり、學費が續かなくなつて、折角本人が通學したがるのに退學させなければならぬ事などもあります。まして父母の見榮から競争の激しい學校などを望ませるなどは最も非教育的な事であるといはねばなりません。

中學校は高等普通教育を施す學校であります。一方専門學校及大學への中間學校ともなつてゐます。ですから中學校以上に進む能力のない者は中等程度の實業學校が適當であります。もし出來がよい場合は實業學校からでも上級の學校に入學させる事が出来る制度になつてゐるのであります。往時は苦學によつて成功した人もありますが、苦學は現今なか／＼苦勞な事でもあり、成功する人は澤山はないのであります。身体の壯健な氣力の旺盛な者には夜學校に通學する事は出來ます。青年の血の氣の多い時はとかく立身出世の夢にうかされ易いのでありますから父兄も、充分の注意と監督が必要です。

四、就職

學校を出ていよく社會人となるのであります。社會人たる事はある一定の職業に就くことを言ふのであります。就職するには職業紹介所を経るものと、直接就職するものとあります。かねて職業の如何なるものであるかは、たとへ抽象的でも心得てゐるのでありますから、就職しやうといふ場合には求めんとする職業について全知全能を働かして調査考慮して、一度就職したならば終生の業とする覺悟がなければなりません。腰掛的な考へでは、雇ひ入れる方でも其の人の眞價を認めては呉れないのであります。やゝともすれば、仕事

は樂で給料の多い所といふのが殆んどきまり文句だといつてゐます。

其の場合に怠つてならぬ事は、待遇の事や勤務時間及將來に對し、修養娛樂休養慰安等についてもよく尋ねて見て、決定の資料にするのがよいと思ひます。勤務してから何んのかんのと不平を言ふ人がありますが、それは調査の不充分から來るので、まことに不愉快なことでもあります。要するに職業人は其の職場に順應して統制下にあつて己れの分を盡す處に生命があるものでありまして、利己的なものでない事に徹してゐなければならぬのであります。

此くの如くして就職しましても、初めて職業に就いたものは、社會人としても經驗も淺く、且つ職場にも慣れないのでありますから輔導の要が起るのであります。

五、輔導

輔導は教師・父母が其の任に當るのであります、職業上についての監督指導は職場に於て直接になされるのであります、やゝ間接的に自由な立場に於ての輔導は、かへつて其の効果があるのであります。世間往々にして自分の子も一人前になつたといふわけで安心して

其の後の世話援助をなさぬ向きもありますが、大變間違つた事であると言はなければならぬのであります。本當に板に着くまでは本人任せに出來ないのであります。遠方になりましたら文通による督勵、近くでありましたら訪問するか、又は教師が召集するか、級會の名に於て集ひをなして、彼等の心境を見とゞけてやるといふ事に専念する必要があります。最近軍需工業に従事してゐる少年工が、給金の多いのをよい事にして、警察の厄介になつた者も決して少くないといふ寒心すべき情況となつてゐるのであります。事變下にある職業人の自覺に俟つ處が多いものがあるのであります。

第十一節 衛生施設

國民學校に於ては体育運動・衛生養護の施設を重要視してゐるのであります。従來もこの方面についての施設が行はれてゐたのであります、世界の情勢及國力の擴充上特に注意を喚起してゐるのであります。

衛生施設を (一)衣食住 (二)休養 (三)規律 (四)豫防 (五)運動 (六)醫療の順に

述べる事に致しませう。

一、衣食住

衣食住に關した事は主として家庭に行はれる領分であります。學校に於ても隨分注意されて實施されてゐるのであります。ことに食物についての情況は榮養食のことであり、晝食を榮養學の見地から献立して、毎日兒童に與へるのであります。現在は學校及自治体が希望者に配給してゐますが、やがて強制的に實施する様になると思はれます。これによつて榮養をよくし、偏食を矯正する事になりませう。

又肝油牛乳其の他の榮養劑の服用も實行されてゐる學校が相當多くある筈であります。しかしこれ等の實施を家庭に於ては、弱い子供にのみ與へるものと心得てゐますが、あながち弱い者に限つたものでないのであります。普通以上の子供に服用させると尙よくなるのであります。

學校も子供達にとつては數時間の住居であります。換氣採光晒掃等の訓練を致してゐるのであります。家庭たる住居は本當の住居でありまして、これは其の家屋一軒に限つた

ことではなく、周圍の情況に支配される事が多いのであります。「日光のはいらぬ家に醫者來る」といふ諺がありますが、空氣の清い日當りのよい家が最も理想的であります。日本では巡查に指圖されなければ春秋二回の大掃除も怠り勝ちになるとは残念な話ではありますまいか。

二、休養

學校で一時間といふのは四十分勉強して十五分休憩する、つまり學校の一時間は四十分を指してゐるので、あとは兒童の自由にしてゐるのであります。休養させて次の課業に新しい氣持で臨ませ様といふ仕組であります。家庭に於ての休養は主として睡眠をいふのであります。家業や環境の影響で充分睡眠をとれない子供達がゐるのであります。都會の子供が神経質だといふのは、睡眠不足も原因の一つではあるまいかと思はれます。「ねる子は育つ」とは味ふべき言であります。熟睡させて明日の銳氣を養ふ事が最も必要であります。休養とは言はなくても高尚なる趣味及娛樂も兒童の心境に慰安を與へ、心にゆとりつけるのであります。上品さといふものはこの趣味娛樂の影響が大であると言はれてゐま

す。

三、規律

規律といふ語はもとく、道徳的な語であります。起居動作がすべて時間と場所とを定めて、生活を規矩整然たらしめる事が、衛生上大切なことでもあります。寝たい時にねて、食ひ度い時に食ふといふ様では、低級な生活でもあり且つ衛生上からもよくないのであります。一日中を時間に割つて、内容ある働きをする事が能率をあげる上にも健康の上にもよいのであります。文明の利器といふものゝために、夜中でも電燈が明るく、冬でも瓦斯あり、ストーブありで何時までも起きて居られるし、職業の關係で晝寝て夜働く人もある。今日家族全部が規律正しく生活する事は不可能でありませうが、せめても子供達だけは規律正しく實行させる様に努力が願ひ度いのであります。

四、豫防

衛生施設は豫防醫學の範圍にはいるのであります。出する事ならば病氣にかゝらない様に努力しなければならぬのであります。先づ結核豫防であります。地方により學校により其の數に差はあつても、年々其の數を増し又保菌者數も多くなつて來ました。昭和十四年四月廿八日結核豫防に關し長くも 皇后陛下より賜つた有難き令旨の御趣旨を洽く全國民に徹底せしめると共に、結核豫防の輿論を起すことになつたのであります。國民學校に於ても之れが對策として

- (1) 就學、入學に際し身体検査を實行すること
- (2) 在校生に對し隨時に健康指導を行ふこと
- (3) 在校生に對し結核豫防教育をなすこと

等であります。國民五十人につき一人の結核患者がある様な統計でありますから、十軒に一軒は結核患者がある割合になり、一年の死亡數は十五万の多きを示してゐますから、學校に於ける施設は國家的施設と協同して結核の絶滅をはからねばならぬのであります。レントゲンによりマンントーの反應によつて検出し、養護學園に收容して、好結果をあげてゐる處もあります。「時々うけよ健康診断」これは正しく結核豫防の第一歩だと思ふのであります。

次は近視眼であります、近頃の學生は眼鏡を用ひない者が少いではないかと思はれる程であります、勉強家の様にも見えますが目は知識の門戸であり、其の人の威嚴にも關係するものでもあります、又日常生活にあたつてどんなに不便であるかは察するに餘りあるのであります。

農村漁村に於てはトラホームが多いのであります、これが撲滅を計らなければ、文明人といふ事は出来ないのであります、視力のなき人間では、事象を正しく認識する事は不可能な事であります。

次は齲齒であります、都會に多く農村に少いのであります、齒科口腔衛生の叫ばれてゐる今日、依然として其の數は減少しないのであります、食物の調理が進歩したためと、チヨコレート、キャラメル等の齒質を害する嗜好品が出来たためでありませう。齒みがき訓練を申譯的にやらずに、毎日朝夕勵行する根氣を養はなければならぬのであります。

五、運動

衛生施設の積極的方面でありまして、種々の種類があります。(イ)体操 (ロ)戶外運動

(ハ)競技 (ニ)武道 (ホ)教練等であります。

(イ)体操は基本的なものであつて姿勢を端正ならしめ科學的な組立になつてゐるのであります。ラヂオ体操の如く連続した体操は、指導者がなくても形から眞似て實行すれば、運動の目的を達せられる一般的なものであります、

(ロ)戶外運動にはハイキング、ピクニック、登山、スキー、スケート、海水浴等があげられますが最近の様子では運動の目的よりも、むしろ一つの遊戯化で服裝とか所持品、食料品等のみ神経をつかつて、甚だ享樂的なものとなつた事は遺憾であります。しかしこれ等の運動は烈日の下新鮮なる空氣の中で行はれ、誰でも出来る大衆的な所に價値があるのであります。

(ハ)競技は國際的な運動で、主としてレコードを作るのを目的とし、或ひは對抗的な運動で、選手といふ特定の人が練習に練習を重ねて行ふもので、大衆的な性質を失つてゐる所に缺點があります、見てゐるのは趣味のためで、それ自身の運動にはならぬのであります、國技館の相撲がどうなつたところで、六大學のリーグがどこの學校が優勝したとて、

それは國民体育には關係のないことであります。運動は自分の体を自分が動かすことによつて、修練されるのである事は議論の餘地のない所であります。

昨年から体力検定が國家管理の下に行はれる様になつた事は、國民に反省と發奮とを與へた点、まことに痛快事といふべきであります。

(ニ) 武道

武道は大和魂を鍊る道であつて、他の運動の如く身体的方面のみを重視したものではないのであります。勝負の外に禮儀を正し、不屈の精神を養ふ事を中心として身体を鍊るのであります。日本人としては必ず 天皇に對し奉り「死」の態度と信念を教ふべきであります。

(ホ) 教練

團体的に精神的に、心と身と、多と一とを一体とし一心として施すところに目的があるのであります。規律を嚴守し剛毅なる氣象を養ふ長所を持つてゐるのであります。延いては陛下のために一身を投げ出し、忠勇義烈の軍隊教練につながる尊い活動であります。

六、醫療

不幸にして病魔に襲はれた時は醫師の診断により治療しなければなりません、とかく病氣を軽く見せたがる風習のあるため、うそを言ひ、あるひはかくし、治療をこぼむ事などが見うけられます。信する所に醫藥も効を奏すべく、疑ふ所にはもたえあるのみであります。病は輕き中に手當する事が賢明なる方法であります、傳染病などは特に隱匿する様なことがあつては公衆のために害毒を傳波させるものである事に注意しなければならぬのであります。學校は病氣の媒介所だと言はれますが、不用意な保護者が病氣の子供を出席させるのが原因でありますくれぐれも注意を願ひ度いのであります。

戦後に來る体位の低下を思ふ時、一層の注意と努力とを捧げて、この施設を充實させて行かねばならぬ事であります。

第四章 教科實踐

第一節 國民科

一、教授の要旨

國民科はわが國の道德、言語、歴史、國土、國勢等につきて習得せしめ特に國體の精華を明にして、國民精神を涵養し皇國の使命を自覺せしむるを以て要旨とす。(國民學校令施行規則第三條)

二、教授の内容、國民科の指導に當つては、先づ皇國發展の事實を明かにし、永遠にして且つ無窮に伸暢する國に生を享けたることの歡びを感じさせ、そして國體を肇造なされたる神々に對して敬虔なる態度と將來生々發展すべき皇運に滅私奉公をなさしめる、絶對的信念に徹底した國民精神を養ふ必要があるのであります。

又我國の歴史と國土とが他の國の持つ、それ等と異つた輝きと美しさとが國民に影響して優秀なる國民性を形成し、其の獨自性が文化に及ぼして、建設・創造されたものである事を覺らせ、やがてこの文化を繼續發展せしむる責任を負ふことの出来る精神を養ふのであります。又常に東洋をはじめ世界の動きとを明かに認識せしめ、日本の採るべき處置及び進むべき道を強く正しく行くことの出来る、大國民的風格を培ふのであります。これ等の精神態度を養成するには、政治、經濟、國防、海洋等に關する知識をも教へて、正しき判斷と實行の決意とを持たせる必要が感じられるのであります。國民科を國民科修身、國民科國語、國民科國史、國民科地理と四つに分けて教授されることになつてゐます。

國民科修身

一、教授の目的

國民科修身は教育に關する勅語の趣旨に基きて國民道德の大要を會得せしめ、其の實踐を指導し、皇國臣民たるの徳性を涵養するものとす。(同前第四條)

二、教授の實踐

國民科修身に於て教授せらるべき教材は、

1 國体に關する教材

國体に關する教材は、我が國の教育の根源を示したものであります。他の教材は直接に國体教材に包攝されべきものと考へることが至當であります。しかし修身に於て教授する國体に關する教材は、最も直接的でしかも根本的なものであることを覺らしめなければならぬのであります。

教授内容として天孫降臨・肇國の御神勅・天壤無窮の寶祚・三種の神器・敬神崇祖の本義等に關するものを明かにするのであります。

2 皇道に關する教材

皇道に關する教材に於ては、人皇第一代の神武天皇の建國の精神、現人神としての皇祖と一体であらせらるゝ事、永劫に臣民及國土の生々發展の根源でますく、天皇の天職、祭政一致の眞義、歴代天皇の御仁愛等について敬仰せしめることが肝要な事であります。

3 臣道に關する教材

皇道の光被によつて、臣道の生ずるもので其活動・貢獻は天皇に對し奉り萬民の上御一人に歸一する純なる行動であり奉仕である事が根本であります。孝は父祖に對する道德であります。父祖は天皇に對し奉り忠の道を中心に子孫の繁榮を計つたのでありますから、畢竟孝の道も忠の道に歸結せらるべき道であります。我が國は道德の根本を忠孝一本として解く所以はこゝにあるのであります。

4 和に關する教材

和には人的和と、萬物融合の上に見るものと二つと見ることが出来ます。國民の和の姿は、全体の中の分の存在として、一体にまでの大和であつて、その間に敬愛・推讓・相互扶助が行はれ、個人の特異性の伸張と全体の發展との間に調和を發見する事の出来るものであり、外に現れて禮儀作法となり、國民の品格を表はしたのであります。一つは萬物に對する和で、天地自然との融合であります。美はしき國土は神の御業によつて出來たもので、この國土の間に育れた我が國民の特異性で、歐米人の如く自然界を征

服するが如き觀念は、對絶にないのであります。でありますから家庭に於いても、家憲家訓を重んじ、偉人の肖像及傳記を用意し、毎日の神佛の禮拜に對しても父母が、其の範を垂れて行はしめ、郷黨の先覺者を調査し、國民的並に地方的行事及諸物に對する感謝等心をこめて行ふ様につとめなければならぬのであります。徒らに學科の点数取りに神經を費勞し、表裏ある性格を作る事のない様に、明朗潤達なる兒童たらしむべきであります。

國民科國語

一、教授の目的

國民科國語は日常の國語を習得せしめ、其の理解力と發展力とを養ひ國民的思考、感動を通じて國民精神を涵養するものとす。(同前第五條)

二、教授の實踐

國語を讀み方・綴り方・書き方・話し方と四つに分けて教授するのであります。

1 讀方、さて國語はどんなことを教へるものであるかといふと、日本語は日本精神を表示する一つの形、あるひは約束とも見られ、又日本精神そのものだとも言ふ事が出来るのであります。ですから日本語を教へるといふ事は即ち日本精神を啓培するに缺くことの出来ないのであります。こゝで國語の統一の必要が叫ばれるのであります。標準語による教育が主張され、方言・訛の排撃せられ、アクセントを定めて讀み振りも一定し様といふ運動が起つたのであります。東亞の盟主日本の國語が、不統一である事は、延いて日本精神思想の不統一といふ意味になるのであり、これを滿洲國支那に學ばせるにも、甚だ權威のないものとなるのであります。

國語は時代と共に變遷があつて、各其の時代の思想・生活を如實に表現してゐるものでありますから、これ等の研究を行つて、國民文化の推移を知らせ、豊かな國民的情趣を感じ得出来る様にしなければならぬのであります。

教材の種類から申せば國民的教材、地理的教材、國史的教材、理科的教材、文學的教材等が載せられるのであります。各其の教材の特質を把む事に注意すべきであります。家庭作業としてはよく讀ませる事を奨励すべきであります。よく讀むことが、内容を讀みとる事になるのであります。又よき讀み物と與へて讀書の風を養ふ事も大切であります。

2 綴り方

綴り方は兒童の生活を中心にして、事象の見方、考へ方について適當なる指導をなすことが大事なことであり、やゝもすれば文學的なものが、作品の優れたものとせられる傾向があるのであります。平明に表現することより次第に進んで、個性化され、深化されて行くことは望ましい事ではありますが無理強ひにするのは、表現力をのばすことにならぬのであります。筆不精にしない様な習慣をつけるために、家庭に於ては日記をつけること感想記、旅行記、遠足など氣輕に兒童の氣持を記述させる様にするのであります。ことに手紙の必要は、社會人として起るのでありますから、機會を逸せず指導することが大事なことであり、大切な用事に手紙をかゝぬことは如何に迷惑になるかよく人の知つてゐることでもあります。

3 書き方

國語科書き方は毛筆で練習するのではなく、鉛筆かペンで學習の時に書く文字の練習を本体としてゐるのであります。従來の書方科で行つた書方は習字といつて、藝能科へ統合

される事になつたのであります。

文字を習ふ事は明治の初年までは、大變大事なことであつたのでありますが、最近になつてからは文字は姓名を記せば足るといつた調子で、文字の練習が足りないのか、心がはいつてゐないのか、昔の人よりも下手であります。文字を明瞭にしかも端正に書くことは實際上も必要なことであり、其の人が何を何はれることになりますから、たとへ鉛筆でもペンでもよく書く力を養ふ必要があります。

4 話し方

話し方は特に時間を特設しなくても、読み方、綴り方等の時間又は他の教科を教授する場合にも、話題を設けて練習する機會を作るべきであります。話し方の成績をあげることは一面聴き方の指導にもなるのであります。意志感情を發表する話し方と、受入れる聴き方とは還元的作用に於て一つのもつと見ることも出来るのであります。かゝる意味に於て認識を明にし、知識を系統化する等の練習ともなるのであります。家庭に於ては話す機會が多いから、かへつて學校に於てなされるよりも徹底した話し方指導が出来るのであります。

す、決して無駄事をやたらに話すことではないので、必要なことを要点をとらへて話すことを練習させるのであることに注意すべきであります。

國民科國史

一、教授の目的

國民科國史は我が國の歴史につきてその大要を會得せしめ皇國の歴史的使命を自覺せしむるものとす（同前第六條）

二、教授の實踐

國史を教授する事は我が國の歴史について大要を會得させるのでありますから、知的な作用であります、しかし我が國民が既に歴史の中に生き抜いて今日の日本を創造し建設した事實を、只單に客觀的な存在として、因果の關係だけを明かにしたのみで終るわけにはいかない、祖先の活動が現時の國民に對して、反省を求め發憤をせまる力を持つてゐるのであります、かくして皇國の歴史的な感情が起り、自覺して使命の達成に努力することになるのであります。歴史的使命の達成は感情であり性格であるのであります。皇國の隆替

幾變遷の經過の趾は、國民の歴史的な感情と一致してゐることは當然のことです。故に教材は

肇國の宏遠
皇統の無窮
列聖の鴻業
忠良賢哲の事蹟
舉國奉公

皇國發展の跡を知らしめ國民的信念の養成

高等科に進んでは諸外國との關係を明かにして、東亞及世界に於ける皇國の使命を自覺せしむる様に仕組まれてゐるのであります。

1 國体に對する信念

肇國の宏遠・皇統の無窮は・國体に對する信念確立によつて休得出来るもので、我が國の神國である事、御歴代の天皇は現人神であらせらるゝ事、皇室は國の宗家である事等は國史によつて培はれる信念であります。

2 列聖の鴻業

御歴代の天皇は世々神徳を以て仁政を布かせられそして天皇の統治が根本的に一貫して今日まで二千六百年を閲したのであります。天業の恢弘は常に不動の八紘一字の精神「しらす」の御實踐であると申上げる事は、今次の支那事變處理に於ても明かな所であります。

3 君臣一體

天皇は國の父であり、臣民は家族であり、赤子であります。神勅によつて定まり、永遠にこの美風を擧げて來たので、「義は乃ち君臣情は父子」の國体であります。

4 忠孝一致

孝は百行の本とし、各國共に大事な徳目としてあげてありますが、忠は我が國特有の、天皇に對し奉る絶對の道であります。故に諸外國に於て天皇を戴かざるが故に忠の道が外の徳目を以て表はされ、其の内容も異なるものであります。忠と孝の一致する理由も、我が國の特有の根本的道德であるのであります。國体の精華は、實に茲に胚胎するのであります。

5 學國一致

世界無比にして尊嚴なる國に生を享け、限りなき鴻恩に浴して、吾等國民は現實生活を通して學國一致、國運の隆昌に奉仕すべきであり、次代を負ふべき兒童に、眞の國史生活をさせる様に指導すべきであります。家庭に於ては以上述べた事項を中心にして家系圖及祖先の事業等を教へるのであります。

年表は部屋にかゝけて置くべきで、常に國家の全体からながめた家庭生活といふものを知らせる事が大事なことであります。

修身は教訓的ではありますが、國史は因果關係につながれて行くところに多少の差異があることに注意を願ふのであります。

國民科地理

一、教授の目的

國民科地理は我が國土、國勢及び諸外國の情勢につきてその大要を會得せしめ東亞及び世界に於ける皇國の使命を自覺せしむるものとす。(同前第七條)

二、教授の實踐

郷土の觀察

我が國土

東亞の概要

正しく認識せしめ、國土愛護の精神を養成す

高等科に進んでは世界地理と我が國勢の概要を授けて、東亞並に世界に於ける我が國の地位と使命が如何なる關係にあるかを明かにするのであります。

我が國は國体の然らしむる處、忠君愛國祖先崇拜等があげられるのでありますが、國土の影響から生活が現世的實際的であり、自然愛好・淡泊瀟洒・繊細巧緻・清淨潔白等が國民性を形成したのであります。

1 郷土の觀察

鎮守様を中心に町村の廣袤、高低起伏、耕地水利等の實地觀察より、交通運輸、産業、文化等について教へることが必要であります。家庭に於ても宮詣り、散歩あるひは家事の手傳等の場合に、これ等の指導が出来るのであります。

2 我が國土

我が國の發展擴大を見れば、日清戦争後臺灣を合せ、日露戦争後南樺太、朝鮮、南滿を歐洲戦争後は青島、南洋等、面積が倍加してゐる事に目を瞠はるのであります。家庭に於ても日本地圖、世界地圖は是非一枚宛は掲げて置くべきであり、又旅行案内や、繪葉書などを整理して置くことは、知らず知らずの間に地理的の興味を深くするものであります。ことに日本人は旅行を無意義にすることが多いのであります。只用事を達すか、あとは物見遊山のだといはれてゐます。まして今日の如く内に支那事變あり、外に歐洲戦争が起つてゐて、世界的に地圖が變はらうとしてゐます。否改めやうと懸命の努力を拂つてゐる時にあつて決して地理的觀察に無關心であつてはならぬのであります。新聞雜誌に掲載のものを切抜き放送を記録させる事などは、家庭作業として最もよい事だと思ふのであります。

3 東亞及世界の大勢

交通運輸の發達は世界の距離を短縮しました、また人口問題や物資の缺乏等から世界の

各國は民族をあげて、これが探索に懸命であります。即ち国力の充實の爲め必然の結果といふべきであります。皇國民の使命はかゝつてこゝにある事を感じる所以であります。したがつて來るべき日の覺悟といふものを持たなければならぬのであります。個人的に國外進出と民族の海外發展とは元より一致すべきものであります。各人が先づ國外に於て活動するといふ決意と苦難を克服する態度がなければならぬのであります。

4 國勢

日本は今や日本の日本でもなく東洋の日本でもなく、世界の日本となつたのであります。世界諸國を指導する日本となつたのであります。我が國の國情を知る事は勿論、世界各國の國勢を知る必要があります。世界の間にあつてはじめて我が國土を正しく認識する所以であります。昔は日本の日本であつたのでありますから、日本を知れば日本が理解出來たのであります。今日は世界を知らなければ、本當の日本の地位使命はわからないのである事に深く思ひを致さねばならぬのであります。

國史が時間的に皇運の發展を教ふるならば地理は空間的に皇運の發展を教へるのであります。従つて將來は如何様に歴史を生活し、地理を生活するか、かゝつて國民の責任になるのであります。

第二節 理 數 科

一、教授の要旨

理數科は通常の事物現象を正確に考察し處理するの能を得せしめ、之を生活上の實踐に導き合理創造の精神を涵養し國運の發展に貢献するの素地を培ふを以て要旨とす（同前第八條）

二、教授の内容

事物現象を客觀的に觀察し把握して、普遍的な事實の眞理を究める態度と、論理的に系統だてて科學的に研究を進めていく能力とを養ふもので、實證合理の世界を重んずるのであります。

事象の眞相を究明するには、分析して總合統括するといふ論理的部面と、全体的に觀察

し又關係を明かにする直覺的部面とあります。

故に實證性合理性を尊重して、普通の眞理を具體的事實から、抽象する點は理科も數學も共通であり、これ等を追求するといふ眞摯なる態度も共通と見ることが出来るが、理科と數學とは其の目的方法に則る所があつて何處までも一致するものではないのであります。理科は具象的な事實から、一般的な法則を抽象して行くのであります。其の抽象され法則化された事に終るものでなく、再び具象に還元されて理科の機能を發揮するのであります。數學に於ては具象から抽象されたものが、結論であり目的であつて、理科の如くに再び具象にあてはめる事を必要としないのであります。

只、注意すべき事は、理科に於ても數學に於ても世界共通な事實であつて「數學に王道なし」などとも言はれるのであります。これは國家を超越した眞理の世界に虜はれたものであつて、國民學校に於て教授せられる理數科は國運發展充實のために教授せられるものであります。しかし發明や發見が、普遍的な事實となつて社會人類の幸福のために及ぼすことは當然のことであつて、あながち獨占すべきものでないではあります。

又、理數科は冷靜な客觀的眞理を尊ぶ故に冷酷なる科學者となるの心配もあるやに感ぜられるのであります。事象の研究が事實性に基づいて進められる以上、必ず情意に作用しないわけはないのであります。ことに自然の妙なる姿、嚴然たる周期的關係等に接しては宗教的な情操をも起るのであります。殊に日本人として血を享けたる者が、今日の世界情勢から見ても、かゝる杞憂は決してないと思ふのであります。

理數科算數

一、教授の目的

理數科算數は數・量・形に關し國民生活に必須なる普通の知識を得せしめ、數理的處理に習熟せしめ數理思想を涵養するものとす（同前第九條）

二、教授の實踐

兒童の日常生活の中から數・量・圖形に關するものを見出し、實際的に數理的に處理する方法を教へるのであります。算數が公式を重視した結果抽象的なものとなつて、頭のよしあしを計算あるひは證明によつて判別したのとは、其の趣きを異にするのであります。

でありますから實用的な陶冶が重んぜられる事になつて來るのであります。方法的にいふと事實實物についての實測や計量・作圖等が計算によつて正確に數學的に處理されて、其處に處理の能力が養はれる事になるのであります。家庭に於ては曆による指導、寒暖計による指導、物價による指導等兒童の成長に伴つて、處理の範圍を廣めて行くのであります。高等科に於いては産業・經濟・國防等に關する材料に注意して國內の情勢並に世界各國の情勢とを數量的に正確に教へるのであります。日本人は數字的なことに割に無關心だといはれますが、注意を必要とします、グラフの見方などについては一層の努力が必要だと思ひます。

計算は暗算、筆算、珠算とありますが、出来る範圍は暗算で行はせるのであります。暗算は心力を強め結果を速に求められる点、實用的にも必要であり、一般數學的にも基礎的なものであります。計算は數が大きくなつた場合あるひは複雑なる計算に用ひられるものであります。計算の正確で迅速であるといふ事は數學的處理の能力を一層高めるのであります。珠算は我が國特有の計算器で行はれるのでありまして、計算に於ても範圍が廣く且

つ正確であります、すべて計算は練習によつてのみ良結果を得るものである事を忘れてはなりません。古來算盤は實用的な計算器で、教育といへば読み書き算盤を習ふ事になつてゐたのであります。明治以後の教育に於ては珠算は如何なる理由であつたのか學校教育から敬遠せられる様になつてゐたのであります。計算器としての算盤の使用法の習熟は最も肝要な事でありまして。

以上述べたのは日常生活を中心として實用的方面の事でありまして、所謂數理的な思想の開發といふ形式的陶冶もゆるかぜに出来ないものであります。即ち函數的發見の重視でありまして今まで見出すことの出来なかつた、部面が數理的關係によつて明かにせられるのであります。事物・現象・空間觀念から數觀念が生まれ、法則の發見となり、やがて定理公理の理解となり、又分數、比から比例及びグラフの發展を誘導して行くのでありますから一部分のみにとらはれず、數理の全般について函數的な能力を養ふ事に留意がなければなりません。

算數について特に注意すべき事は基礎となる知識や技能を反復練習して、應用活用が自

由自在に出来る様に力める事であります。徒らに難解なものを解くことが數學者であるかの様に考へてゐては實績があらぬばかりでなく、教育的立場から無意義な事でありませぬ。持久的に思考し、何處までも實證性合理性を發見して行く根氣を養ふのであります。

理數科理科

一、教授の本旨

理數科理科は自然界の事物現象並に自然の理法とその應用に關し國民生活に須要なる普通の知識を得せしめ科學的處理の方法を會得せしめ科學的精神を涵養するものとす（同前第十條）

二、教授の實踐

理數科の教授は合理創造の精神を涵養して國運の發展に貢獻するのであります。理科に於ては算數に於て數理思想を啓培するのに對して科學的精神を中心として行くのであります。科學的精神の生ずる所以は事物自然現象の實證性によるものであります。又一つには事物・自然現象は複雑な中に法則的なものがあります。合理性が認められるのであ

ります。茲に於て實證的精神と合理的精神とが形成されるのであります。この精神の働きの具象の眞實をも見出し、見出したるものを辨へてやがて實踐し創造する事が出来るのであります。

算數と理科とは教授の目的に於て、教材に於て共通なものがありますが、これを混合的に教授するために理數科としたわけではなく、合理創造の精神を涵養するといふ大きな目的の下に二科を統合したのであります。實際教授に當つては其の特異性を發揮することに努めて行かなければならぬのです。

初等科に於ては生活環境にある自然の觀察から教授が進められて行くのであります。小學校に於ては尋常科四學年から理科が課せられてゐましたが、國民學校に於きましては一學年から課せられる事になつたのであります。これは科學の進歩が國家の興隆に密接な關係がある事と、一つには兒童の本性からも自然と親しみの深いものであり、觀察の指導を出發として日常普通の自然物・自然現象の有様及相互の關係を教へる處に國民學校制の卓抜な意圖が示されてゐるのであります。そしてそれ等と人生との關係人体生理自然の理法

と其の應用について知らしめるのであります。高等科に進んでは産業・国防災害防止・家事に關する事柄を教へ、尙動植物の飼育・栽培を行つて継続的に觀察實驗をなさしめ、具體的知識を得せしむると共に持久的に研究する態度を養ふ様にと示されてあります。

以上の次第でありますから、理科は教室で標本や掛圖や映畫などで行はれたのが、廣い否限りない自然界に立たされたわけであります。記憶的な記載的な理科が科學行への理科へ出直したのであります。

人体生理に關した教授に於ては、日常の衛生上の事項と結びつける事は勿論、國民としての保健の必要を知らせ、人的資源の國力と重大なる關係のある事、そして實施に際しては体鍊科と相俟つて實行する事が大事なことであります。

家庭に於きましても日常科學の恩恵に浴してゐるのであります。文明の利器といふものは殆んど科學の力によつたものであります。學校で教へられる事ばかりでなく、廣く自然界の現象についての觀察を行はせる必要があります。家庭の職業によつては自ら注意されますが、漁村の天候觀測農村の季節觀察などがそれであり、都會に居住する者は自

然から遠ざかつてゐるのでありますから、郊外遠足等を利用して、自然界の觀察を指導すべきであります。家庭人の科學精神が兒童達に影響する事は言ふまでもないことであります。子を持つ親は先づ親自らが科學精神に生れ變はらなければなりません。獨逸の器械化武器の偉力に驚いてゐるのみが能ではないのであります。

兒童の科學精神を本當に伸ばすには具象に直面させて、觀察させ實驗を行ふといふ其の物について學ぶ物心一如の姿へ這入らせる事であり、その境地に於て感得する興味と追究心とが科學者の態度であり、想像類推となり、發見の萌芽となり、工夫創造の新世界を開拓する事になるのであります。

農場・花壇を設け家族一同自然物に親しむことより、電氣・瓦斯・水道の生活設備の理解及動植礦物採集、博物館・展覽會等の見方の指導、次には諸機關及模型飛行器の製作等工作と聯絡して、兒童の作業を封助し興味を持たせる様に心懸ける事が必要であります。實際指導に當つては工作及農業と關係づけべきであります。

第三節 體 鍊 科

一、教授の要旨

體鍊科は身心一體の修鍊を通じて強健なる身体を育成し濶達剛健なる氣風を養ふと共に
團体訓練を行ひ國民精神を昂揚し献身奉公の實踐力に培ふを要旨とす(同前第十一條)

二、教授の内容

國民として負荷の大任を果すためには、夫々の職業に精勵する事が大事なことでありま
す、まして國防の第一線に立たなければならぬ事を考へれば、其の根本たる体力と氣力と
を培はねばならぬのであります、國力は數に於て國民の多數を望み、質に於て強健なる國
民であります。しかも興亞の目的達成のためには積極的に大陸に進出する事でもあります、
氣候風土が變つても、起居衣食が異つても健康が保持されて行く必要は絶對的なものと
なつてゐるのであります。

現在までの國情では、生産を機械に依存して勞力を用ひず、思想は文弱に流れ奢侈とな

り享樂的な生活に魅力を覺え、漸次國民の体位が低下して來たのであります。國民學校制
の實施を契機として、百八十度の轉廻をして、皇國の道にいそしみ度いのであります。

この自覺あつて始めて、日本体育は向上されるのであります。身体活動は單に形の上の
事でなく、内にこもる精神を鍊ることと相呼應して、身と心とが一如となる妙境を通じ
て、質實剛健の氣風と強靱なる能率高き身体とが鍊り上げられ、嚴然たる大國民の風貌が
現れて來るのであります。

日常生活に於きましても、躰について指導し、姿勢を端然と保たしめる様にするのであ
ります、躰については時間的に考へても、又起居動作からいつても家庭に於て、生活に即
して教へ實行させべきものであります。「氏より育ち」といふ諺は躰の大切な事を言つた
尊い言葉だと思ひます。又衛生上の注意・指導は勿論の事、身体検査の結果の利用、姿勢
矯正等についても、學校と協力して實施して實績をあげる様に心掛くべきであります。

體鍊科體操

一、教授の目的

體鍊科體操は身体を鍛鍊し、精神を鍊磨して身心の健全なる、發達を圖ると共に團体的訓練を行ひ、規律を守り協同を尙ぶの習慣を養ふものとす（同前第十二條）

二、教授の實踐

體操は個人的に言ひば運動する事によつて身体を鍛鍊し同時に精神を鍊磨するので、身心一如の修鍊であります。運動はよく出来るが日常の働きが出来ないとか、競争には勝つが仕事の能率が上らないといふ様な事では、健全なる發達を遂げてゐるとはいはれないのであります。學校に於ては初め遊戯及簡単な全身運動を行ひ次第に複雑な運動を行ふ仕組になつてゐます。

次に大事な点は團体的訓練を行ふ事によつて規律を守り、協同の尊い事を休得させるのであります。團体的の訓練は學校教育の特徴でありまして、すべてが団体の中にあつての教育であります。体操では特別な目的を持たつた、形式も定めた団体訓練であります。號令一下幾十人でも何百人でも統制下にあつて活動する、其の團体的活動の豪快味を味はせるのであります。この雰圍氣の中で献身奉公の實踐力を養ふのであります。

又學校に於ては器具器械等の設備によつて漸次程度が高められて行くのであります。從來や、ともすれば學校の体操を休ませる様に依頼する父母があつたのであります。これは協同の精神を缺く結果となる事に氣が附かず兒童に運動嫌ひを教へる事になるのであります。病後其の他の事情の場合は止むを得ないとして、なるべく体操は休ませぬ様に致すべきであります。國民學校制に於きましては、尋常科の一學年だけが一週五時間で、二學年は一週六時間、結極毎日体操があるのであります。國民學校制が以上体位向上に刷新を加へた重大な点である事を父兄も承知して、衛生上の事項即ち清潔や食物や衣服等に注意を拂つて其の効果をあくべきであります。

兒童に運動及衛生の必要を理解せしめる事によつて、實行せずには居られないといふ良習慣を作る様に努むべきであります。新聞や放送などによつても競技の成績等が表はされてゐます。之れ等によるものは主として趣味的なもので、兒童それ自身の体位には關係がないのであります。やはり早寝早起より冷水摩擦、放送体操等家庭に於て行ひ得る体育も澤山あるのであります。一家内揃つて体操する事は、精神的にも身体的にも誠によい事

であります、兒童は模倣性が強いのと興味本位とから春秋二回の相撲の季節となれば、何處でもかしくでも相撲をとり、野球のシーズンとなればへト／＼になるまで野球をやるといふ有様であります、病身で寝てゐるよりはよいといふ人もありますが、放任された運動は訓練上もよくないし、身体上から見れば過勞にすぎて善からぬ結果を招く事があります。

次に我が日本人にとつて、体育上大事なことが二つあります。一は姿勢であります、姿勢をよくしなければならぬといふ事は、相當古くから言はれてゐます、つまり日本人は姿勢が悪いといふ事は皆人の氣のついてゐることではありますが、今日未だ矯正が出来ないのは残念なことであります、体操の時の姿勢は基本的な姿勢であり、風格人品は大國民としての大事な要素でありますから、家庭に於ても常に指導して端美なる姿勢を保たせる様に努むべきであります。

もう一つは歩行であります。オリンピック競技で日本人の歩行が一番見劣りがしたといふ報告を聞きましたが、それはオリンピックに於てのみの事でなく、他國人と比較すれば何處でもすぐわかる事であります。歩行の下手だといふ事は、今まで國民が無關心であつたし、學校教育でも、教練の時間だけは團體訓練の必要上行つただけで、個人的に日常歩行といふものに氣が着いてゐなかつたからであります。それに日本人は坐るといふ長い間の習慣から脚の發達が不充分であつたために、眞直な脚をしてゐない、多くはO脚であります、今後は坐る事をやめ、歩行法を正しく教へて習慣づければ決して他國人に劣る様な事はない筈であります。

次は女子の体育の事ですが、古來日本の女子は溫良貞淑を美德として、運動をする様なものはお轉婆と稱して、低級な女の總稱としてゐたのでありますが、社會の情勢からか様な批評は次第に無くなつて來たのでありますが、今度は極端なる獎勵から、女子の競技の無理な練習や、試合をするやうになり家庭に於ては舞踊やダンスなども流行する様になつたのであります、女子の運動は生理的な條件もあり、將來母となるべき天賦からも男子と違つた行き方をしなければならぬのであります。又婦徳といふ眞面目な精神も忘れてはならぬのであります。

體鍊科武道

一、教授の目的

體鍊科武道は武道の簡易なる基礎動作を習得せしめ身心を鍊磨し武道の精神を体得せしむるものとす（同前第十三條）。

二、教授の實踐

初等科に於ては男子には劍道及び柔道の簡單なる基礎動作を教へ、女子には薙刀を教へる事が出来るといふ事になつてゐます。つまり女子に對する薙刀は學校によつて教へても教へなくても隨意だといふのであります。

武道は國民精神昂揚の目的でありますから我が國体に基き大君に一切を捧げ奉るの赤誠によるもので、この精神によつて訓練されて「死」に向ふ純眞な觀念養成であります。武道によつて磨かれた鬼神をも泣かしめる勇武と、卓抜なる武術が生死を超越した境地に進み、死中に活を見出して泰然たる姿となるのであります。

術を、術とのみせず心を心のこととのみせず身心を一体として修練するもので、競技の如く勝負のみを争ふのでないものでありまして、武の道によつて訓練づけ様とするのであります。國民學校制が幼時から、我が國体の尊嚴さを中心として、自己の一切を捧げ奉るの赤誠の精神を啓培して、常に身心を鍛鍊して「誠」の精神を實現また實現し修練に修練を加へて行くのであります。

故に徒らに技に走らず、禮節を尙び廉恥を重んずる氣風を涵養する事が要点となるのであります。武道は西洋の復讐的な血闘などは其の精神に於て骨壤の差のあるものである事は明かであり、日本人の全人格の表現であり修養でありまして、全心總身の一体の修練である關係上國民科と緊密なる聯絡を結んで進む必要があります。

國民學校の武道は受持の教師の教授するのを本体としてゐますから、必ずしも名人達人とは言はれない、又何流といふ流派にもよらないのであります。しかし前申述べた處に趣旨があるのでありますから、受持の教師も精神氣魄に於て缺くる所はないものと信ずるのであります。

従來の劍道や柔道の稽古の様子とちがつて普通の体操の服裝で、劍道は木劍で、柔道は

樽をかけて行ふのを見たら、あるひは輕視し度くなるかも知れないのでありますが、國民學校制による武道は武藝者を養成する意味ではなく、根本的な献身奉公の精神を養ふためのもので、動作は簡単な基本的な型をとつて行ふ点を見るべきであります。これ以上の術の修業は家庭に於て、あるひは道場に通はせて行へばより効果の上ることは明かでありま

す。
鍛錬の上から古來酷暑・嚴冬の季に土用稽古、寒稽古と稱して行つて來たのでありますが、學校に於てはかやうな施設は出來ないにしても、家庭に於ては武士的魂を修練させるために、かゝる傳統を實行させるといふ事も、必要であると思ふのであります。自由思想の流れに乗つてからの日本の教育は、やゝともすれば軟教育の弊をなして來たのであります。温室育ちのものは外氣に觸れて直ぐ萎縮してしまふことは致し方のない事實であります。

「昔とつた杵柄」といふ事がありますが、若い時に習ひ覺えた藝は、身にしみこんで老年になつても、其の頃を髣髴たらしめる事は譬の通りであります。

第四節 藝能科

一、教授の要旨

藝能科は國民に須要なる藝能技術を修練せしめ情操を醇化し國民生活の充實に資せしむるを以て要旨とす（同前第十四條）

二、教授の内容

藝能科は音楽・習字・圖畫・工作・家事・裁縫の六つを包含統合してゐるのであります。従來唱歌といつたのを音楽とし、書方といつたのが習字と改められて、國語科から分離されて、藝能科へ合せられ、手工といつて隨意科であつたものが工作となつて正課になつたのであります。

何故に科名を改めて新らしく藝能科に統合したかといふ事は、皆理由のある事で名は体を表はすもので、其の持味といふものが變つて來るのであります。遂時述べる處によつて明かにいたしませう。

すべて藝能は主觀的精神作用が客觀的に表現される道を具體的事實についていふのでありまして、音樂は音樂で習字は習字で各々独自の立場から之れを教へ込むのであります。そしてその音樂も習字も道によつて學ぶので、人格的な條件を通して學ぶのであることを見のがしてはならないのです。技工に流れずに精神訓練を重んずる理由が、茲に於て明かであります。

國民學校制の藝能科は、我が國の藝術技能の特質を重んじてゐるのであります。古來我が國の藝術は國民性の然らしむる所で、それ〴〵の特異性を持つてゐるのであります。従つて其の藝術品を作り出す技術も獨特のもの、ある事は勿論であります、これ等の文化財を次代の國民に傳授する事は、國民文化の繼承からいつても大切な事であり、又今後外國の藝術手法をとり入れて、我が國の文化の内容を豊富にする点からいつても缺くべからざる手段であります。

藝術は時間的に律動であり、空間的に調和であります。美的感情と意志とによつて表現されたものをいふのであります。情操の醇化は藝道に没我的に這入つて、始めて味ふ事出来るもので、説明や理屈は知的な作用であつて、眞の美を感じる事も情操の陶冶にもならぬのであります。我が國の藝道といふ一つの型にはまつて、覺りに覺つて型から出るとこれが創作であり且つ個性の伸張の眞意であります。

又共同作業を重んじて、分業と總体との關係と親和の生活を體驗させるのであります。藝術家風といつて、浮世離れのした服裝及生活をゆるじて居た様であります。藝道でありますから躰と態度は常に立派であるべきであります。

使用する材料についても、兒童のわかる程度に教へる必要があります。藝術を生かすには作品を造る材料に對する關心が深められてはじめて出来るのであります。

藝能科音樂

一、教授の目的

藝能科音樂は歌曲を正しく歌唱し音樂を鑑賞するの能を養ひ情操を醇化し國民精神を涵養するものとす（同前第十五條）

二、教授の實踐

歌曲を正しく歌ふ事と、音楽を鑑賞する事との二つの事を教へ導くのであります。

人間の歌ふといふことは本性で、何かの場合には歌ひ度くなるのであります。民謡俚謡の發生する所以であります。兒童達にはよい音楽が必要でありまして、巷間歌はれてゐる流行歌などの跳梁に任すべきでないのであります。

鑑賞は社會的にも數多く行はれますから、家庭に於てもラヂオを通して、レコードによりあるひは音楽會などを機會として行ふ事が出来ます。しかし歌ふ事も鑑賞する事も音楽のためにするのではなく、情操を醇化して、國民精神を涵養することを忘却してはなりません。

西洋人は大概音楽と舞踊が好きですが、彼等の音楽や舞踊を好むのは社交的な方面もありませうが、享樂生活のためであります。學校教育に於て養はれる音楽の能は高尚優美なもので、兒童の音感を満足させるものたるべきであります。

ことに國民精神昂揚のためには、式日の歌をはじめ國民的情意を表明した歌曲を齊唱せしめて感動を與へる訓練も必要でありますから、かゝる催がある時は、参加するか又は耳

を傾けて聴くべきであります。發音及聽音の練習を重んじて發聲器の發達を促し、正しい發音の出来る様にし、且音の高低強弱音色律動和音に對して聽覺器の敏感さを育成すべきであります。國防上感音に對して鋭敏でなければならぬことは論ずるまでもないことでもあります。

樂典を必要の程度に取扱ひ、樂器の種類及び特質を教へる事にし、出来るならば樂器の使用にも慣れさせる様にし度いのであります。

樂器使用は學校の設備の關係上出来ない場合が多いのでありますから、各家庭で行はせる様に努むべきであります。

藝能科習字

一、教授の目的

藝能科習字は文字書寫の技能を修練せしめ鑑賞を習ひ情操を醇化し國民精神を涵養するものとす（同前第十六條）

二、教授の實踐

初等科では假名、楷書・行書・書法を教へる事になつて居り、高等科は其の程度を高め且つ草書を加ふる事になつてゐます。

習字は國語の内にあつたのでありますが、文字を書くことによつて心身を修練するといふ立場から藝道の一つとしたのであります。一点一劃が人格の表はれであると見なす事は古來日本の精神であつたのであります。

而して書法は書体・筆法について皆一定の法則があるのでありますから、この型によつて道を修め没我的な境地に進み、やがて創造の世界を開拓するのであります。古來我が國の庶民教育は、読み・書き・算盤といつて習字が大切な役割を持つて居たのであります。が近來社會情況の繁雜さから影響をうけて實用主義に傾き、習字の徳を忘れ、惡筆もあへて恥ぢざる様になつて來たのであります。

如何に實用的に考へても正しく美しく書く事を必要としない理由はないのであります。硬筆練習や日常の學習にも文字を正しく美しく、そして出来るならば速かに書かせる様に訓練する必要があります。

お正月に書初の事がありますが、新らしい年を迎へて、墨痕鮮かに大書して學問のはじめ藝道への新しき發足とするといふ、うるはしい気分は日本でなければ見られない、精神的な行事でありませう。

姿勢腕法の指導も習慣となるまで注意する事が肝要であります。

最後に用具の事ではありますが、習字は諸教科中最も多くの用具を使用しますし、又手や衣服を汚すのでありますから、扱ひ方を充分注意して指導しないと、清書が美しく出來上らないのであります、筆の保存法を教へる事も大切な事であります。

藝能科圖畫

一、教授の目的

藝能科圖畫は形象を看取し表現し且つ作品を鑑賞するの能を養ひ情操を醇化し國民精神を涵養するものとす（同前第十七條）

二、教授の内容

兒童が事物を見て眼を輝かせ心を働かせてゑかくのであります。兒童の作品は兒童の心

に映じたものであるから、大人が見れば不合理な組立のものであります。そして活動的な題材では繪だけでは満足出来ないで、お話を加へる場合があるのです。家庭に於てもこの呼吸を飲み込んで置いて指導し、決して理屈から割出して繪を描かせぬ様注意する必要があります。

初等科では思想畫と寫生畫を主とし、臨畫・圖案・用器畫を併せることになつてゐます。思想畫といふのは何時か何處かで見たことを記憶してゐた事を描き出すのであります。寫生畫は實物を見ながら描くのでありますが、何れも兒童は觀察がまだ正確でなく、描く技倆も充分でないから、指導を加へて遂次によい作品を描き出す様にするのであります。臨畫といふのは圖畫のお手本を見て描くので、手本によつて物の見方と描き方を指導するのであります。無意味に寫しては臨畫の精神を失ふのであります。圖案は普通模様といはれてゐるもので、形と色の配合を調和させる處に工夫があるもので、實用的に價値のあるものであります。用器畫は物体の形を精密に用具によつて描き出すもので、美的方面は整正美を見るのであります。

高等科に於いては寫生畫・圖案・用器を主畫として、臨畫及思想畫を加へる事になつてゐます。つまり尋常科の場合と反對になつてゐるのです。描かせる技術を養ふのと併せて鑑賞するの能力を養ふのであります。鑑賞は自己の作品に對する反省に基づくものであります。すから、描くことの指導が深められて鑑賞の度が深められることになってゐるのであります。鑑賞は作品について言へば自己の作品の鑑賞、同僚の作品の鑑賞、現代名畫の鑑賞とありますが、根本的なものは自然そのものの鑑賞であることを忘却してはならないのであります。描寫の方法については傳統的なものも西洋風なものも共に用ひるのであります。貫して國民的情操の陶冶である事を忘れてはならないのであります。各教科書にのせられてゐる挿繪は随分工夫され研究されてゐるのでありますから、單に本文の理解を助ける方面からばかりでなく、美的に統合されてゐる点も見らるべきであります。

ポスターなどの持つ宣傳力等についても教へる必要ががあります。

家庭作用としては室内の裝飾、商店に於ては店頭の裝飾なども實際的な指導でよい事だと思ひます。

藝能科工作

一、教授の目的

藝能科工作は手工に關する普通の知識技能を得せしめ勤勞の習慣を養ひ創造力に培ひ國民精神を涵養するものとす（同前第十八條）

二、教授の實踐

初等科に於ては紙・粘土・竹・木・金屬等によつて製作するのであります。兒童の構成本能を満足させるために、何か物を見れば遊びの中に必ずある物を想像して、構成し活動して止まぬのであります。工作はこの意味に於て身心一如の姿であり、美と實用の一体化であります。

高等科に於いては木工・金工・手藝（女子）を課し、尙圖案及製圖を課すことになつてゐます。家庭に於いてもこの事を理解して、大工になるのでないとか、鍛冶屋になるのでないからそんなことは廢せといふ事を言ふべきでないであります。日本人は國民性として精密なる製作、美術工藝品及び刀劍などの如き、日本精神を打ち込んだ作品も、傳統的に

優れた技能を持つてゐる事から考へても、この工作は重要視すべきであります。骨身おしまず勤勞する美風も養はれ、魂の躍動と全身の汗と血から創造の世界を拓くのであります。材料に對する知識及び用具の手入などの必要は學校に於ても家庭に於ても大切な事であり、道具を見ればその人の技術の程度がわかるといはれてゐる位であります。

圖畫と聯絡して圖案をほどこし形と色を美化し、理科的知識によつて材料及塗料の使用及仕上げをなすなど必要の事であります。又工業と關係深き事は言ふまでもないのであります。工作によつて出來た作品を家庭に於て如何に實用化するかといふ事も考へて、生かして使用する様にする事は大切なこととあります。

藝能科家事

一、教授の目的

藝能科家事は我が國家庭生活に於ける女子の任務を知らしめ實務を習得せしめ婦徳の涵養に資するものとす（同前第十九條）

二、教授の實踐

家事は高等科に課せられるもので、祭事・敬老・育兒・食物・住居・保健・看護・家計等の家庭生活に必要缺くべからざる事項を教ふるのであります。

衣食住等の家政に關する事は、最も實用的なもので須臾も缺くことの出来ないものであります。商業的經營の發達と、教育の弊から今日に於ては次第に家政が人手に委ねられる様になつたのであります。我が國の美点である家族制度もこれがために漸次破壊されて行く様な情況にあることは、實に歎い次第であります。

祭事・敬老は國民精神の昂揚に俟つものが多く、育兒・食物・住居・保健・看護は科學精神の實際化に密接なる關係があり、家計の計劃は數學的才能に依存するのであります。全般的には經濟的見地から時間・勞力・物資について節約する覺悟を持つべきであり、衣服調度は質素であり且つ調和させ美的であるべきで、交際は儀禮を尊ぶの良風を養ふのであります。

學問をする事は人間を不精にする事でもなければ、類で人を使ふことでもないのであります。家政全般を身を以て行ひ家庭生活の圓滿と一族の發展とを計り、立派なそとして働きます。

ある婦徳を培はなければならぬのであります。

家事は學校に於ては知識的な教育と、形ばかりの實習より出来ないのでありますから、出来る限り機會を與へて、身心一如の姿に於て實習させべきであります。家庭生活の立直しが國家の立直しに通ずる確信を持たせる様努むべきであります。

藝能科裁縫

一、教授の目的

藝能科裁縫は普通の衣類の裁縫に習熟せしめ衣類に關する常識を養ひ婦徳の涵養に資するものとす（同前第二十條）

二、教授の實踐

初等科に於ては運針・簡單なる衣類の裁ち方縫ひ方及び繕ひ方を教へ、高等科に於てはその程度を高めて教へ且つ材料の選擇・整理・保存其の他衣類に關する常識を養ふ様になつてゐます。

裁縫は家事と共に實用的な教科であります。又一面は藝術的な色彩を多分に持つてゐ

るのであります。女子としては最も必要な技術ではありますが、裁ち方・縫ひ方等なか／＼困難なものでありますから、四學年から教授する事になつてゐます。初めは針の運び方を主として、簡単な衣類の裁ち方・縫ひ方に進むのでありますが、裁ち方は數理的方法によつて定められるのであります。縫ひ方は實際上必要な事ではありますが、あまり喜ばれないのは手數のかゝる割合に、仕事が目立たないからであります。國策的に考へて資源を愛護する事は忠の道に通ずる事を覺らせべきであります。衣類の材料の選擇及保存についても同じ心掛でなければなりません。

普通の衣服といつても社會の進歩につれて何れが、普通であるか、和服あり洋服あり、平常服あり禮服あり、家庭用あり外出着ありであります、まして婦人の服裝などは各種各様のものを揃へて置かなければならぬのであります。

しかし時代の流れや個人的趣向にのみに任せて置く事は間違つた事であります。國の情勢から活動的であり質素であり、衛生的であり且つ美的に創作されて然るべきであります、男子の國民服はその一つの現れであります。從來の細部に亘る巧緻な技能も傳統として

尊いのであります。新らしい生活に即應した裁ち方、縫ひ方も大いに勃興してよい時代であります。

材料については科學の進歩と物資の缺乏から、代用品とか新製品が多くなりますから、知識的にも又物の觀別方からも縫ひ方からも充分研究して、長く使用出来る様に工夫すべきであります。又古物及廢品の利用の道についても實際的に指導する必要があります。

裁縫は古來坐業でありますから保健上姿勢に注意を怠らぬ様にし、躰についても常時反省と指導とを併せ行ひ、婦徳の養成に努むべきであります。

第五節 實業科

一、教授の要旨

實業科は産業に關する普通の知識技能を得せしめ勤勞の習慣を養ひ職業の一般に對する理解を深め産業の國的家使命を自覺せしめ國運の發展に貢獻するの素地に培ふを以て要旨とす（同前第二十一條）

二、教授の内容

教育の實際に當つては、地方の情況に應じて農業・工業・商業・水産の一科又は數科を課することになつてゐるし、必要に應じては簡易な外國語(英語又は支那語)を教へてもよい事になつてゐます。

實業科の教授のねらひどころは

産業に関する知識技能(一般的)

勤勞の習慣 (身心一如)

職業の理解 (知情意一体)

産業の國家的使命の自覺
↓
國運發展に貢献する

國運發展に貢献するのが根本であります。實業的教育が實利的に、個人のあるひは一族の金儲けのために施されるためと考へられて來たのでありますが、この際根本的に改める必要があります。

我が國の國土の上に行はれた産業は、其の源は神業である事は、特に強調を要する處であります。従つて技術に於ても獨特のものがあります。

今日の如く國家の緊急なる立場と、興亞の聖業達成のためには産業の振興に俟つ處が多いためです。そしてその自覺が一時的な淺薄なものでなく信念とならなければならぬのであります。産業人として信念を養ふためには、國防と産業との重大なる關係のある事、職業指導の徹底による事、實社會と關聯を保つて實際に訓練をなすこと、外國の殖民政策の發展と我が國の現状との比較等によるべきであります。

従來の教育が役人とか會社員とか、つまり月給で樂に生活して行く様にと考へられて、生産人を低級なものとして見、海外に發展する者を食ひ詰め者視した時代は、最早昔の事でありませう。

實業科農業

一、教授の目的

實業科農業は農業に関する普通の知識技能を得せしめ我が國農業の歴史的國家的意義を明らかにし勤勞報國の精神を養ひその涵養に培ふものとす(同前第二十二條)

二、教授の實踐